

平成28年3月 第467回定例会 一般質問

平成28年3月4日（金）

一般質問議員及び質問要旨

期日	順位	質問議員	質問要旨	ページ 番号
3 月 4 日 (金)	1	佐藤光義	1 障がい者に優しいまちづくり (1) 公共施設等の整備 (2) バリアフリーにおける助成制度の創設 (3) 福祉教育の推進 (4) 観光客や合宿利用者の受入れ強化 (5) 専門の相談窓口の設置	29～40
	2	川崎朋巳	1 移住・回帰につなげる定住促進策について (1) 空家等対策計画の早期策定 (2) 上山市奨学金の返還支援による若者のUターン促進 2 市民後見人制度の推進について 3 災害発生時に行政が優先的に実施すべき業務を定める「業務継続計画」の策定について	40～51
	3	高橋義明	1 副市長人事について 2 ワインの郷づくりについて (1) 月1回のワインデーの創設 (2) ワイナリーの誘致 3 獣検知センサーと捕獲検知センサーの設置による有害鳥獣対策の更なる推進について	51～60
	4	枝松直樹	1 市民サービス向上につながる職場環境づくりについて (1) 人事評価制度の導入のあり方 (2) 臨時・非常勤職員の待遇改善 2 事務事業の外部評価導入について	60～71
	5	守岡等	1 TPP（環太平洋パートナーシップ協定）への対策強化について (1) TPPの評価 (2) 本市農産物への影響試算 (3) 対策本部の設置 2 生活困窮者への支援強化について (1) 緊急避難所、フードバンクの整備 (2) 生活保護に至る前の段階の方への緊急的な支援	71～82

上山市議会会議録

第467回定例会
一般質問抜粋

平成28年3月4日（金曜日） 午前10時 開議

議事日程第2号

平成28年3月4日（金曜日）午前10時 開議

日程第 1 一般質問

（予算特別委員長報告）

日程第 2 議第 1号 平成27年度上山市一般会計補正予算（第8号）

日程第 3 議第 2号 平成27年度上山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第 4 議第 3号 平成27年度上山市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第 5 議第 4号 平成27年度上山市介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第 6 議第 5号 平成27年度上山市施設貸付事業特別会計補正予算（第1号）

（散 会）

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

出 欠 席 議 員 氏 名

出席議員（15人）

1番	守 岡	等	議員	2番	井 上	学	議員
3番	高 橋	恒 男	議員	4番	谷 江	正 照	議員
5番	棚 井	裕 一	議員	6番	川 崎	朋 巳	議員
7番	佐 藤	光 義	議員	8番	尾 形	み ち 子	議員
9番	長 澤	長右衛門	議員	10番	中 川	と み 子	議員
11番	枝 松	直 樹	議員	12番	浦 山	文 一	議員
13番	大 沢	芳 朋	議員	14番	高 橋	義 明	議員
15番	坂 本	幸 一	議員				

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

横 戸 長 兵 衛	市 長	木 村 英 雄	副 市 長
鈴 木 英 夫	庶 務 課 長 (併)選挙管理委員会 事 務 局 長	鈴 木 直 美	市 政 戦 略 課 長
金 沢 直 之	財 政 課 長	佐 藤 毅	税 務 課 長
石 井 隆	市 民 生 活 課 長	尾 形 俊 幸	健 康 推 進 課 長
鏡 順	福 祉 事 務 所 長	富 士 英 樹	商 工 課 長
平 吹 義 浩	観 光 課 長	前 田 豊 孝	農 林 課 長 (併)農業委員会 事 務 局 長
秋 葉 和 浩	建 設 課 長	近 埜 伸 二	上 下 水 道 課 長
齋 藤 智 子	会 計 管 理 者 長 (兼)会計課長	木 村 利 明	消 防 長 心 得
古 山 茂 満	教 育 委 員 会 長 教 育 委 員 会 長	太 田 宏	教 育 委 員 会 長 管 理 課 長
丹 野 芳 弘	教 育 委 員 会 長 学 校 教 育 課 長	井 上 咲 子	教 育 委 員 会 長 生 涯 学 習 課 長
舟 越 信 弘	教 育 委 員 会 長 ス ポ ー ツ 振 興 課 長	板 垣 郁 子	選 挙 管 理 委 員 会 長 選 委 員
花 谷 和 男	農 業 委 員 会 長 農 会	大 和 啓	監 査 委 員
渡 辺 る み	監 査 委 員 会 長 事 務 局 長		

事務局職員出席者

高 橋 正 一	事 務 局 長	遠 藤 友 敬	主 査
青 木 慧	主 事	後 藤 彩 夏	主 事

開 議

す議事日程第2号によって進めます。

○坂本幸一議長 出席議員は定足数に達しておりますので、これより直ちに会議を開きます。
本日の会議は、お手元に配付いたしております

日程第1 一般質問

○坂本幸一議長 日程第1、一般質問であります。

初めに、7番佐藤光義議員。

〔7番 佐藤光義議員 登壇〕

○7番 佐藤光義議員 おはようございます。

会派創志会の佐藤光義です。

通告に従い、順次質問いたします。

このたびの一般質問は、障がい者に優しいまちづくりについてです。

本市の高齢化率は、県内13市の中でトップに位置しており、約34%となっており、身体障がい者手帳の交付者は平成26年度末で2,118人で、肢体不自由の方が半数以上となっています。2016年4月から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、あらゆる場面において障がいを理由とする差別的取り扱いが禁止され、障がい者への合理的配慮が求められることとなります。観光地においても、障害者差別解消法の施行に向け、障がい者に対する意識変革と具体的な対応を行っていく必要があります。

さらに、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催に向け、ハード面だけでなく、ソフト面におけるバリアフリーへの取り組みが一層重要となってきます。

このような状況の中、誰もが旅行を楽しむことができるユニバーサルツーリズムの実現のためには、高齢者や障がい者のみならず、妊産婦や乳幼児連れ、言葉や習慣の違いによる不自由さを抱える外国人等、旅行をする上で何らかの支障があるあらゆる人たちを想定した取り組みが必要になってきます。観光地においても、このような人たち一人一人の旅行の目的に合ったきめ細かなサービスの提供が求められます。そのためには、地域が一体となって旅行しやすい

環境を整備していく必要があると考えられます。

まず、1つ目として、公共施設等の整備であります。

2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックのホストタウンとして69地域の応募の中から44地域の一つに本市が選ばれたことは、2015年世界陸上の際、蔵王坊平アスリートヴィレッジで事前合宿を行ったポーランドチームとの交流、大会時に訪問する選手等に地元特産品を食べてもらい、温泉入浴など地域資源のプロモーション活動を実施した成果のあらわれだと思えます。

しかしながら、アスリートヴィレッジや道路、本庁舎、公民館など各公共施設が誰にでも利用されやすい環境整備が整っている現状ではありません。駐車場からたいらぐらまでの移動、たいらぐらからグラウンドまでの移動などの経路は、急な勾配、手すりなどが整備されておらず、旅館等の宿泊施設の周辺道路においては、点字ブロックのある歩道も整備されていないのが現状であります。

このたび本市がホストタウンに選ばれたことを、日本全国だけでなく、世界にアピールする格好の機会と捉え、全ての人が何不自由なく利用できるよう、蔵王坊平アスリートヴィレッジや旅館等の宿泊施設の周辺道路における環境整備が早急に必要と考えますが、市長の御所見を伺います。

あわせて、観光地における民間企業のバリアフリー化も非常に重要なポイントになることは言うまでもありません。観光庁では、平成25年度に「地域の受入体制強化マニュアル」を作成し、平成26年度には当マニュアルに基づきながら、5地域で実証的な取り組みを行いました。この事例集では、5地域で行った取り組み

や課題等をまとめ、さらに先進的に取り組んでいる地域の事例を紹介しています。

資料の事例では、先進地における取り組みの1つが、地域における一元的な相談窓口であるバリアフリーツアーセンター等の設置であり、日本では三重県伊勢志摩地域に初めて伊勢志摩バリアフリーツアーセンターが設置されました。

伊勢志摩バリアフリーツアーセンターは、2年の準備期間を経て平成15年からNPO法人が運営を開始、事務所にスタッフが常駐し、さまざまな支援を行っています。当時このような相談センターは日本にはなく、パイオニアとして現在に至っています。その後、日本各地につくられたバリアフリーツアーセンターもこのセンターを手本にしています。今では、伊勢志摩はバリアフリー化の進んだ観光地としても有名になりました。

「バリアフリー新法」施行以来、国土交通省はバリアフリー化推進に貢献した団体や個人を表彰し、国民のバリアフリー化意識の醸成を図っています。伊勢志摩バリアフリーツアーセンターはこの第1回大臣表彰を受賞し、「開設以来しっかりと組織体制のもと着実に取り組み、障がい者、高齢者等の誘致を劇的に伸ばすとともに、観光・交通・福祉・教育などの各分野に横断的に発展、また、積極的な情報発信などにより他地域にまで影響を与えていることを高く評価し、表彰する」とされています。

事務所の拠点は鳥羽市ですが、活動対象は鳥羽市・伊勢市・志摩市の広域に及びます。この3市の行政との連携・協働がこの活動を可能にしています。観光客は伊勢神宮（伊勢市）でお参りした後、鳥羽市や志摩市で観光、宿泊というコースルートをたどる人も多いのが実態です。1市の行政との連携だけでは、広域的に移動す

る観光客にとって不都合を招くこともあります。伊勢志摩バリアフリーツアーセンターが3市をカバーすることで、伊勢志摩という観光地を一体的に移動、観光できる体制をつくっています。

当初、伊勢志摩地域で始まったこの活動は、多くの実績が市や県にも評価され、現在は三重県との協働にも拡大、県全域に広がりつつあります。現在は伊勢志摩地域以外の三重県内各地での調査事業や相談システムづくりが進んでいます。

平成25年には、三重県知事による「日本一のバリアフリー観光県推進宣言」が行われ、観光地のバリアフリー化、相談センターシステムが観光促進に重要であることが表明されました。

平成26年には、三重県下の観光施設・スポットを「パーソナルバリアフリー基準」に基づき取材した冊子「三重県バリアフリー刊行ガイド」が編集され、三重県より発行されました。

パーソナルバリアフリー基準とは、身体に障がいのある人や高齢によって身体が不自由になった人を初めとするさまざまな方に旅行を楽しんでいただけるように考え出された基準です。障がいの状況は人によってさまざまであることを前提として、旅行者それぞれを基準として安心な旅行を提供するために、バリアフリーとなっている施設や場所を紹介するだけでなく、どのようなバリアがあるのかを詳しく調査し、その情報を提供するとともに、それぞれの方がそのバリアをどのように乗り越えるのかを一緒に考えます。

パーソナルバリアフリー基準は、3つの基本に基づいています。

1つ目、パーソナルバリアフリー基準によるバリア・バリアフリー調査は、地元の障がい者

やその介助者等が行っているのです、障がい当事者の視点で詳しく調査することができます。

2つ目、パーソナルバリアフリー基準を導入しているバリアフリースターセンターでは、ホームページ等で情報を提供するだけでなく、利用者一人一人の相談に応じ、それぞれの状況に合った提案を行っています。

3つ目、「旅のカルテ」システムは、障がいのタイプや程度、あるいは利用者の要望等を聞き取り、管理するシステムです。一度登録していただくと、その後このシステムを導入している別の観光地に出かける場合にも利用していただくことができます。

伊勢神宮のある伊勢市には、高齢者の方も多く訪れます。平成25年の式年遷宮を前に、平成23、24年度に伊勢市では市内宿泊施設を対象にしたバリアフリー観光向上事業を行いました。この事業は、バリアフリー化したい宿泊施設への改修費補助として、バリアフリー工事費用の2分の1、上限400万円を行うものですが、注目すべき点は、伊勢志摩バリアフリースターセンターによるヒアリングとバリアフリーアドバイスを受けることが条件となっていること、改修の基準や評価に、行政の条例などに基づくものでなくパーソナルバリアフリー基準が採用されている点です。まさに伊勢志摩バリアフリースターセンターのこれまでの実績が行政との連携で実を結んだバリアフリー観光地づくりの形です。

また、この事業では、改修だけでは終わらず、その後、伊勢志摩バリアフリースターセンターによるPRが行われたこともポイントです。ただ、改修しただけでは集客にはつながりません。観光地の情報として積極的にPRしていくことも重要です。

バリアフリー化の重要性に気がついて、施設の大幅な改修を行った旅館もあります。その中の1つは、改修後、常に満室状態になるほどの人気で集客が大幅にアップしました。しばらく温泉を訪れていなかった利用者からは、「また温泉に入浴できてよかった」と感激の余り涙を流して喜ばれたそうです。

こうした先進的に取り組んでいる事例を参考にしながら、本市においても行政と民間が協力し、幅広い観光客の増加につなげるためにも、バリアフリーにおける工事費の助成制度の創設をすべきと考えますが、市長の御所見を伺います。

次に、福祉教育の推進についてです。

本市にある中川福祉村は、1975年4月、福祉の自治推進地区として上山市より指定を受け発足しました。1976年に福祉村村議会をつくり、村民の手で自主的な活動を行ってきました。「福祉の原点は、地域社会の連帯意識の中で、ともに生きる喜びを共感できるような心が醸成される地域をつくっていかう」ということで、開村当時から施設利用者と地域住民が協力し合い事業を継続しています。そして、事業は次第に福祉施設、企業、集落の垣根を取り払った積極的な交流に発展し、地元の中川小学校や山形県立山形盲学校、福祉施設、地域の方々と学芸会や運動会などで交流を深め、明るく開かれた自主的な生きがいのある福祉村として、活動も定着しています。

なお、これまでに、1980年10月、山新放送愛の事業団より「愛の鳩賞」、1981年1月、読売光と愛の事業団より「社会福祉奨励賞」、1981年1月、河北新報社より「河北文化賞」などを受賞しています。平成23年度には、山形県精神保健福祉協会会長賞という大変

名誉ある賞もいただいています。

共生社会の実現は、さまざまな人が生き生きと活躍できる社会の実現であり、教育分野においても一人一人に応じた指導や支援に加え、障がいの有無にかかわらず、可能な限りともに学ぶ仕組みを構築すること、基礎的教育環境が整備されること、また、ほかの子どもと平等に教育を受ける権利を行使するため、個々に必要となる合理的配慮が提供されることが重要であるとされています。

本市においても、市内の小・中学校が地域の福祉施設や特別支援学校と交流を深めることにより、より一層の福祉教育の充実を図るべきと考えますが、教育長の御所見をお伺いします。

高齢者や障がい者を初め、旅行をする上で何らかの不安や支障がある人たちは多くいます。このような人たちが観光地を訪れる際に最初に求めるものは、情報です。この情報は、施設や地域内のバリアフリーに関する情報だけではありません。むしろ、バリアに関する情報が重要となります。

観光地には無数のバリアがありますが、中には神社仏閣の玉砂利のように意味のあるバリアも多く存在します。大切なのは、バリアフリーとなっている施設や情報を求めるばかりではなく、旅行者本人が何を楽しみたいのかであり、そのためにさまざまな方法でバリアを乗り越える工夫をすることです。また、同じバリアでもその人の心身の状態によってバリアの程度の感じ方が違います。さらに、介助者の年齢や性別によっても、越えられるバリアには差があります。そのため、地域においては、旅行者一人一人の要望や状態に合わせた対応をしていくことが求められます。

地域のバリアに関する情報を調べ、発信し、

それをもとにした一元的な相談窓口が存在することで、高齢者や障がい者等の旅行者も安心して旅行を楽しめるようになります。伊勢志摩地域での取り組みがきっかけとなり、各地にバリアフリースター等々の相談窓口が設置されてきましたが、全国的に見ればまだまだ少ない状況です。こうした取り組みが全国各地に広がり、ユニバーサルツーリズムに対応した観光地づくりが進むことが期待されます。

上山市内が障がい者に優しいまちとして整備されバリアフリー化されたことを、観光客や合宿利用者または修学旅行を行う学校などに観光地の情報として積極的にPRすることは、今後の上山にとって非常に重要なポイントとなると感じておりますが、まずは現在バリアフリー化されている観光施設等の情報発信を行うべきと考えますが、市長の御所見をお伺いします。

障害者差別解消法が施行されるのに伴い、障がい者の身近な相談窓口として、国から全国約1,800の自治体に「障がい者差別解消支援地域協議会」の設置が進められています。しかし、20の自治体程度と、約1%が準備を進めているのが現状です。この現状を、国に法律の制定を働きかけてきた13の障がい者団体で形成されている「日本障がいフォーラム」は、「法律が施行されても、障がい者の生活が何も変わらない事態になりかねない。政府は自治体に強く働きかけてほしい」と懸念しているようです。

こうしたことから、全国的にまだまだ専門の相談窓口の設置が進んでいない現状を踏まえ、本市において率先して設置に取り組み、アピールすることは重要だと捉えます。

さらに、市内道路の段差や民間企業等における合理的配慮がなされていない場合の苦情、障

がい者のニーズに沿った相談など、総合的な要望に対応できる専門相談員のいる窓口の設置が必要と考えます。また、相談員には、コミュニケーションの円滑化を図るため手話などができる方を配置し、相談窓口のサービス体制を整備していかなければならないと考えますが、市長の御所見をお伺いし、1問目といたします。

○坂本幸一議長 市長。

〔横戸長兵衛市長 登壇〕

○横戸長兵衛市長 7番佐藤光義議員の御質問にお答えいたします。

初めに、公共施設等の整備について申し上げます。

蔵王坊平アスリートヴィレッジにつきましては、障がい者に対して個別にサポートする体制を継続しながら、今後、施設改修をする中で環境整備について配慮してまいります。また、旅館街の周辺道路の整備につきましては、用地の確保や家屋の移転などの課題があり、現時点では難しいものと考えております。

次に、バリアフリーにおける助成制度の創設と、観光客や合宿利用者の受け入れ強化について申し上げます。

宿泊施設の改修費助成といたしましては、既に上山市宿泊施設整備奨励金がありますが、本市の旅館の規模、軒数を考慮した場合、本市単独の負担による助成額の拡大や、新たな制度創設を図ることは、現時点では難しいものと考えております。

一方、本市の観光施設のバリアフリーに関する情報発信と受け入れ体制の強化につきましては、障がい者や高齢者に対して必要な情報を一元的に発信する仕組みづくりが望まれているところであります。現在、観光関係者による伊勢志摩バリアフリーツアーセンターをモデルとし

た組織設立への取り組みがなされていると伺っておりますので、今後の盛り上がりには期待をしておりますところであります。

次に、専門の相談窓口の設置について申し上げます。

障がい者の福祉サービス利用に関する相談は、現在も実施しており、平成21年からは、市内の障がい者施設、障がい者団体、関係機関等で構成する地域総合支援協議会を設置し、協議会で出された意見・要望につきましては、関係する部署や企業に働きかけを行っております。そのため、現時点では、障がい者専門の相談窓口を新たに設置することは考えておりません。

○坂本幸一議長 教育長。

〔古山茂満教育長 登壇〕

○古山茂満教育長 福祉教育の推進について申し上げます。

福祉教育の充実には、「福祉の心を育むこと」、「福祉についての理解を深めること」、「福祉にかかわる実践力を育むこと」の3つのバランスのとれた指導が肝要であると考えております。これまでも各校の実情や計画に合わせ、交流などさまざまなことに取り組んでおりますが、今後とも全ての教育活動を通して、福祉についての「心情」、「理解」、「実践力」の育成を図るよう指導してまいります。

○坂本幸一議長 佐藤光義議員。

○7番 佐藤光義議員 まず、1番目の公共施設等の整備ということではありますが、2020年東京オリンピック・パラリンピックが開催されるに当たり、1問目で申し上げましたが、本市はホストタウンに選ばれたということであり、これは、本当に各関係者等の働き、受け入れ体制が非常によかったことによるものと思われ、これに対しては賞賛いたします。

当然これに合わせて、事前合宿等も受け入れるという体制が必要となってくると思われませんが、2020年開催の事前合宿ということは、恐らく2019年あたりには事前合宿として受け入れ体制を整備していかなければならないと思います。それまでの今後の計画的な取り組みとして、具体的にどんなことをするのか、考えがあるかどうか、お伺いいたします。

○坂本幸一議長 スポーツ振興課長。

○舟越信弘スポーツ振興課長 今回、ホストタウンに登録させていただいたわけですが、ポーランドの陸上についてホストタウンの受け入れと交流をするということで計画をしているものです。

こちらにつきましては、主に交流の計画になりますので、大会前には市民のオリンピックムーブメントの盛り上がりですとか、日本人のオリンピック、オリンピック選手から来ていただいて講演をしていただくとか、あとはポーランドの事前合宿について実施できるように取り組んでいくというような内容になっております。

○坂本幸一議長 佐藤光義議員。

○7番 佐藤光義議員 ポーランドの陸上チームの受け入れということで、昨年27年に蔵王坊平アスリートヴィレッジのグラウンドの整備がなされまして、今後の利用者がふえるものと考えられます。

その中で、東京オリンピック・パラリンピックで今回私の質問の中での障がい者に優しいまちづくりという大きな題目でございますが、この障がい者に優しいまちづくりを進めることは、当然健常者の方に対しても、もっともっと優しいまちづくりというふうな感じが受けられると思います。

それで、この東京オリンピック・パラリンピ

ックが開催されるに当たりまして、外国人観光客であったり、そのほか障がいを持った方などが本市に訪れるという可能性も非常に大きいと考えられます。その中でもう一度お伺いするのですが、そういった障がい者を対象とした、1問目の中では旅館等の宿泊施設周辺道路についての整備とうたっておりますが、私も現状なかなか厳しいというのは把握しております。ただ、現状が厳しいからできないというふうなことではなく、それを打開していく施策を考え、環境整備を行うことは、今後の観光地上山として非常に重要な課題と考えますが、これについても一度答弁をお願いいたします。

○坂本幸一議長 市長。

○横戸長兵衛市長 議員御指摘のとおり、障がい者に優しい、そういうまちづくりというのは大変重要なことであると、我々も認識しております。ただ、具体的に先ほどの質問では、旅館とかそういったところだったので、現時点ではということは、要するにこれから道路の整備も当然長期的には入ってきますが、そういったときにあわせてという意味も含まれておるわけでございます。そういった面におきまして、やはり中期的、長期的な観点に立ったバリアフリーと言いましょか、そういったまちづくりというものを模索しておるところでございますし、当然それはやるべきだというふうと考えております。

○坂本幸一議長 佐藤光義議員。

○7番 佐藤光義議員 今後のその中期、長期的な計画において、本当にどんな方が訪れても、「上山市に来てよかった」というふうなまちづくりにおいて、公共施設等の整備などが図られることをお願いしたいと思います。

それにおきまして、その中期的、長期的に計

画していくということなのですが、2020年までに、東京オリンピック・パラリンピックの開催に当たって、本市を訪れる方が利用されるであろうという、一番はやはり宿泊施設やスポーツ施設ですかね。あと3年、4年ぐらいなのですが、その周辺環境整備が早急に必要とされますが、その辺についてはいかがでしょうか。

○坂本幸一議長 市長。

○横戸長兵衛市長 スポーツ施設については、例えば体育文化センターのトイレについてはバリアフリーにさせていただきましたし、また、今回、蔵王坊平アスリートヴィレッジのグラウンドも段差があったわけですがけれども、それも解消もさせていただいたということでございます。

そういうことで、できるものとできないものがありますけれども、できるものはできるだけやっつけていこうというような考え方の中で整備をさせていただいて、多くのアスリートに来ていただけるような環境づくりをしているところでございます。

あと、旅館等につきましては、先ほど申し上げましたように、旅館がみずから計画をしてやっていただくということが原則でございますし、基本でございますので、そこは観光物産協会と旅館組合でございますが、そういった方々の話し合いの中で、どうこれからやっていくかということだと思いますし、当事者といたしますか、いわゆる観光関係者の方もきちっとそういう考えを持っておられるということは間違いのないわけでございますし、そういった方々の努力に期待をするという面と、あと一体となって我々がどうしていくか、これは必ずしもお金の問題だけじゃなくて、規制緩和とかそういうこともあろうかと思いますが、そういった点でお互いに頑

張っていくということになるかと思えます。

○坂本幸一議長 佐藤光義議員。

○7番 佐藤光義議員 今後の行政側としての十分な対応をよろしくお願ひしたいと思います。行政だけではなくて、民間企業における自助努力というのも大変重要なことだと思いますので、十分に連携がとれるような体制をとっていただけたらと思います。

次に、バリアフリーにおける助成制度の創設としまして質問いたしました。それについて、今現在も行っており、以前にも宿泊施設の改修補助としてやっていたというふうにお伺ひいたしました。なかなか民間企業のバリアフリー化というのは、進んでいるとは感じません。創設として考えてはいないということですが、今現在のその奨励金制度でしたか、その拡充や、各民間企業において、制度の周知といたしますか、そういったことも今後さらに必要になってくるのではないかなと思いますが、それについてお伺ひします。

○坂本幸一議長 観光課長。

○平吹義浩観光課長 今現在の奨励金の制度につきましては、これまでの経緯ですべて旅館のほうは御利用されているというようなことで、観光物産協会あるいは旅館組合の方々には十分もう御承知だというふうに理解しております。

行政の補助という部分では、議員の御質問の中で伊勢市の例、400万円ということ挙げられましたけれども、出す側にとっては非常に大きなお金ではありますけれども、上山の旅館の規模を考えますと、大規模旅館から400万円と見た場合に、家庭のリフォームプラスアルファぐらいの金額なのかなということで、施策の有効性というふうなことを考えた場合に、400万円程度の交付金ということであれば、施

策として有効性というものは不十分なのかなということを考えておりました、これを上山市で積極的に展開するという考えには至らないということでございますので、どうぞ御理解いただきたいと思えます。

○坂本幸一議長 佐藤光義議員。

○7番 佐藤光義議員 今、課長からありました旅館におけるその制度ということで、私がお話の中で言っているのは、旅館だけではなくて、お土産屋さんであったりとか、飲食店であったりとか、そういった民間企業のほうのバリアフリー化も非常に重要になってくるというふうなことです。それに対してのその助成制度というのはどのようにお考えか、お伺いします。

○坂本幸一議長 観光課長。

○平吹義浩観光課長 旅館だけではなくて、そういった民間の施設という部分も含めてでございますけれども、ハードウェアの整備につきましては、これは多額の経費がかかると思えます。それが進むような一定の額の行政側からの補助というのは、なかなか難しいと思えますし、時間もかかる問題だというふうに思っております。ただ、今話題になっておりますのは、どうやってそのバリアフリー化を進めていくのかという部分で、まさに議員の質問の中にありました伊勢志摩のバリアフリースターセンター、そういったものの展開が最も求められているというふうに思えますので、それは多分にソフトでの展開だということで、しかも幸いなことに、上山市の観光関係者の中で、伊勢志摩をモデルにしたバリアフリースターセンターの設立の動きがあるということでございますので、それに対して行政として支援をしてまいりたいという考えでございます。

○坂本幸一議長 佐藤光義議員。

○7番 佐藤光義議員 市長からの答弁の中にもありまして、私が今回質問させていただいた伊勢志摩バリアフリースターセンターをモデルとした組織づくりが今進行中であるということは、非常にうれしいものであります。今現在その組織づくりを進行中というふうにお伺いしましたが、こういったメンバーでその組織づくりというのが行われているのか、1点お伺いします。

○坂本幸一議長 観光課長。

○平吹義浩観光課長 先日、2月15日に、三友エンジニア体育文化センターにおきまして、バリアフリー観光の推進山形大会が開催されたわけですが、それにかかわった方から情報提供いただいた情報の範囲でありますけれども、上山にも旅館を運営されている方で設立に大変関心を持っておられる方がいると。それから、この大会は、グラッティテュードという、南陽にある団体主催で開催されたのですが、ここを中心に展開されつつあるというふうなことで、この細目はわかりませんが、このグラッティテュードに上山を含めていろいろな観光関係者が参加をして進んでいくのではないかとこのように想定をしております。

○坂本幸一議長 佐藤光義議員。

○7番 佐藤光義議員 私先日も行われましたバリアフリー観光推進大会はちょっと参加できなかったのですが、そのグラッティテュードの代表である加藤さんという方と連絡をとりまして、ちょっとお話をさせていただいた経過としては、やはりことし4月から障害者差別解消法が施行されるのに当たりまして、山形県内において、そのバリアフリー化というのがまだまだ進んでいない現状であるという話をお伺いしまして、自分たちがそういった活動を展開しな

がら、山形県自体を日本一のバリアフリー観光都市にしたいという思いがあって、今活動をしているとお伺いをいたしました。

その中で、上山市においても、そういった方の意見、実際に障がいを持った方の意見をいろいろと聞きながら、今後、名称はどうかかわりませんが、バリアフリースペースセンターのようなものが、本当によりよいもの、充実したものができるように十分検討していただけたらなというふうに思います。

次に、福祉教育の推進についてですが、国のほうでなんですが、人口減少・少子化が進んでいる中で、障がい者の数というのは変わっていないというのが現状であります。ということは、割合としては高くなっているのかなと感じます。本市におきましても、特別支援学級と判定を受けた児童生徒の数は、ふえてもいないし、減少もしていないというのが現状であります。しかしながら、子どもの数は減っているということは、やはり割合としては高くなっているのかなというふうに感じられます。

その中で、教育長がおっしゃられました、福祉の心情、理解、実践を今後より一層充実させていくというふうな回答だったと思いますが、その各小・中学校において、どのように充実を図っていくのかという考えをお伺いできればなと思います。

○坂本幸一議長 教育長。

○古山茂満教育長 障がいにおける教育ということだけでなく、先ほど私が申し上げましたのは、全ての教育活動でということですので、その限られた子どもたちということだけでなく答弁いたします。

学校教育では、自律と共生を目指すということで、子どもたちが、一人一人個性を生かして

学び合う授業ということを重視をしております。そういうことから、子どもたちの中にはいろいろな子どもがいるわけですので、その子どもたちが全て生かせるような教育が福祉教育にも当然つながってくるということでもあります。目的には、先ほど3つ申し上げましたけれども、心情、それから理解、実践力ということですが、小学校のやり方とまた中学校のやり方は発達段階によって違うと考えておりますので、小学校の場合は体験的なものから理解を深めていくとか、それから中学校の場合は、理解とかそういうものから入って、そして実践力を高めていくとか、そういうようなことで進めているところであります。

○坂本幸一議長 佐藤光義議員。

○7番 佐藤光義議員 その各小・中学校において本市が取り組んでいる教育の実態ということを、事前にちょっと調査しました。その中身をちょっと拝見しますと、南中学校においては、福祉教育という面では、ちょっと弱いのかなと感じます。私が何で弱いかなと感じるのは、さまざまな交流であったり、体験であったりというのは、小学校においては全ての小学校で行われております。ただ、中学校においては、北中学校、宮川中学校では福祉体験や3年生による交流というものが行われておりますが、南中学校だけが、今現在そのキャリアスタートウイークの中で各福祉施設等に行った子どもしか実践的なところがないというふうな実態とお伺いをしておりますが、それについて今後どのように行っていくのか、お伺いします。

○坂本幸一議長 教育長。

○古山茂満教育長 今の議員の話にありました南中学校の件が出ていますけれども、私はそのように捉えてはいないのです。というのは、先

ほど申しあげましたように、福祉教育というのは全ての教育活動ということで、いわゆる授業、それから学校行事、それから道徳、そういうふうなあらゆる教育の場で、活動の中でやっていくということですので、外に出ている、例えばキャリアスタートウィークで、現象としては外に出ているのはそのようですけれども、各学校ではそれ以外にいわゆる全教育活動の中でやっているということで、弱いとは考えてはおりません。

○坂本幸一議長 佐藤光義議員。

○7番 佐藤光義議員 私が言いたいのは、実際に実践的な体験をするというのが、一部の生徒だけではなくて、在学中に必ずできるようなことで、より一層の充実を図っていくべきというふうに考えています。福祉施設、イメージされるのが高齢者等との交流なんですけど、そういったことも大切だと思うんですけれども、私的にはもっと大切なのは、同世代で障がいを持った子たちと交流を持つことが非常に重要だと思います。なかなか言葉は悪いんですけれども、子どもというのは残酷なものだと思います。今現在でも、全国において、世界においても少年犯罪といったものはすごく命を大事にしないというふうなことは、ニュースでさまざま取り上げられています。その中で、やはり同世代と障がいを持った子と交流をすることによって、どれほど大変なのかというのが、ただ単に座学での理解だけではなくて、やはり実践というところでの充実がもっと必要になってくるのではないかなということですが、それについてお伺いします。

○坂本幸一議長 教育長。

○古山茂満教育長 実践力をつけるというのは、先ほど申しあげましたように、3つあったうち

の1つですね。それはやり方ということで、いわゆる先ほど低学年ではそういう実践や体験を通して理解していくという、逆の方法もあるわけです。あと心情を理解していくという、あとはもう一つは、大人になってくると理解をして、そして実践を深めていくという、そういう循環があるんですけれども、そんなことで実践力を高めていくというのは、これは物すごく大事なことだと思いますので、その点が少ないというようになれば、教育委員会としても学校のほうに指導してまいりたいと思います。

○坂本幸一議長 佐藤光義議員。

○7番 佐藤光義議員 先日、山形県議会の一般質問を傍聴させていただきました。その中で、県の教育長の答弁の中に、「今後その差別のない社会づくりのためには、全ての幼児、児童、生徒の特別支援教育に対する理解を進めていく必要がある」というふうなうたっております。そのほかにも、今県内の実態ということで、県内の小・中学校において、何らかの特別支援学級が設置されている割合は86%を超えていて、ほぼ特別支援学級が設けられているという状況でありました。

そのほかにも、通常の学校でその特別な教育的支援が行われている学校、学級で学んでいる状況において、担任力というのがすごく重要になってくると言っております。今現在、行っていると言ったんですが、小・中学校の担任力の1つとして特別支援教育力というものを取り上げまして、ニーズに応じた支援を大切にしながら、みんながわかるユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりを今現在も推進してきていると。

これだけではなくて、山形県においても、その障害者差別解消法が施行されるに伴いまして、

今3月定例会の中で条例案として出されているものが、障がいのある人もない人もともに生きる社会づくりというものが条例として上げられています。この中で、福祉に関する教育というものもちろん入っています。それに伴いまして、障がいに応じて個別に提供する合理的配慮などは、本人、保護者との合意形成の仕方などについて理解を深めてきていると。今後としても、全県の教員を対象にした研修会の実施というものも行っていくと答弁がありました。

こういったところに、もちろん本市の教員の方も参加しているというふうに思います。その参加した教員の方が、その方だけが担任力の向上を図るのではなくて、上山市全体の教員の担任力を向上させるというふうなことも、その研修を受けに行った方から実際に何らかの発表の場を設けて、全体の担任力の向上というものも図るべきと感じますが、それについてお伺いたします。

○坂本幸一議長 教育長。

○古山茂満教育長 特別に支援を要する子どもさんについては2つありまして、1つは特別支援学級で勉強するということと、通常学級、その中で特別な支援を要する子どもも勉強するということがあるわけですけれども、それらの人的配置、それから研修については学校教育課長がお答えいたします。

○坂本幸一議長 学校教育課長。

○丹野芳弘学校教育課長 議員おっしゃるとおり、本市教員全てが担任力の1つの要素である特別支援教育力を向上させることは、本市の学校教育全体の課題でもあります。本市では、毎年、県に頼るだけではなくて本市独自の職員研修として年1回、全職員を対象とした特別支援教育力向上のために、中央から著名な講師を招

いて研修を深めているところであります。また、これにつきましては、来年度以降も継続していく予定であります。

○坂本幸一議長 佐藤光義議員。

○7番 佐藤光義議員 今、教育長や学校教育課長から答弁がありまして、今後も県であったり、他市町村の教育委員会とはしっかり連携をとっていただいて、合理的配慮を踏まえた中で障がいのない子どもたちの意識といたしますか、そういったものを高めていって、共生社会の実現に取り組んでいただけたらなと思います。

次に、観光客や合宿利用者の受け入れ強化というふうに質問しまして、情報の発信という面では、今後強化していくということでありました。その中で、東京オリンピック・パラリンピックのパラリンピックのほうの競技種目にもなっている車椅子バスケットボールなど、そういった大会の誘致等を踏まえてその合宿誘致とかを図る考えが今後あるのかどうかというものを伺いたします。

○坂本幸一議長 市長。

○横戸長兵衛市長 東京オリンピック・パラリンピック、大臣の話によると、東京だけじゃなくて全国的にということでございます。我々の自治体規模で2つができるかということなかなか難しいと思います。当面はポーランドの事前合宿誘致、これに力を注いでまいりたいと考えております。

○坂本幸一議長 佐藤光義議員。

○7番 佐藤光義議員 東京オリンピック・パラリンピックにおいて、もう一つ種目という形ではなくて、障がい者も安心してスポーツに取り組めるんだよというふうな、最初に環境整備が必要だというふうなこともお話ししたのです

が、そういったことでの環境整備が進んでいく中で、陸上に関しては東京オリンピック・パラリンピック後もすばらしいものが利用されるというふうに感じます。そのほかにも、パラリンピックの競技種目として22種目がことし1月に決まったんですけれども、その中で本市においてバスケットボールというものは非常に上位の成績、全国にも行っているということもありまして、その中で競技種目の1つである車椅子バスケットボールなどの合宿誘致等を含めた交流人口の拡大に向けた取り組みというのが、今後どういうふうを考えておられるのかなという質問です。

○坂本幸一議長 市長。

○横戸長兵衛市長 合宿誘致ということになれば、当然バスケットボール協会の考え方もありますし、我々が主導的ということではなくて、そういった競技団体、そういった方々の理解も必要でございますので、むしろそちら側のほうから競技力の向上とか、あるいは底辺の拡大というようなことで、そういった合宿誘致ということがあるとすれば、それはまた考えていく必要がありますけれども、我々のほうから陸上のほかにバスケット、あるいはバレーボールとか、そういった誘致については、先ほど申し上げましたように、行政規模からいっても、あるいはいろいろな面からしても、難しいというふうに考えています。

○坂本幸一議長 佐藤光義議員。

○7番 佐藤光義議員 現状では難しいというふうな考えですが、本当に全国だけではなくて世界にもアピールする絶好の機会と考えます。その中で、今後、体育協会等からいろいろな要望等がありましたら、積極的に合宿誘致などの受け入れ強化を図っていただけたらなと

いうふうに思います。

最後に、その専門相談員の窓口としまして、なかなか現在では専門の相談窓口というのは難しいと考えているということだったのですが、1点だけ、専門員がいる相談窓口というものを設置する考えがあるのかなということです。1問目の中で、手話などというふうな表現をしましたが、手話であったり、点字であったり、一つ一つは職員の中でも手話できますよ、点字できますよ、あとそのほか英語ができます、中国語ができます、ドイツ語ができますよと、そういった方はいらっしゃると伺っております。その外国語が堪能な方、そして専門、あとは手話や点字などを使ったそういったコミュニケーション能力の専門員という考えでの配置というのは難しいのかどうかというの、一つ最後にお伺いします。

○坂本幸一議長 福祉事務所長。

○鏡 順福祉事務所長 相談機能を充実することは考えていますけれども、議員がおっしゃられるような、何でもできるような方を置くというふうなことはなかなか困難だというふうに思っております。

○坂本幸一議長 この際、10分間休憩いたします。

午前11時02分 休憩

午前11時12分 開議

○坂本幸一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番川崎朋巳議員。

〔6番 川崎朋巳議員 登壇〕

○6番 川崎朋巳議員 議席番号6番、会派蔵王、川崎朋巳であります。

移住・回帰につなげる定住促進策について。

初めに、空き家等対策計画の早期策定について質問いたします。

空き家の増加は全国的な課題となっており、本市においても、平成26年度初めに各地区会長の協力のもと実施した空き家調査では、実に694戸となりました。人口減少問題に呼応するように目にすることが多い本市の空き家に対する市民の関心も高く、空き家の増加は冬季の積雪による倒壊、周辺に与える治安の問題を初め、何よりも空き家を見たときに周辺住民が感じる寂しさを解消し、空き家の撤去や利活用を含めた今後の市の方向性を提示し共有する取り組みを早急に行うべきと考えます。

空き家等について適切な維持管理を進めるため、「空家等対策の推進に関する特別措置法」が公布されたのは平成26年11月27日で、平成27年5月26日に完全施行となりました。この法律が公布される以前、平成24年度から、本市では危険な空き家の撤去を進める取り組みとして、老朽化し倒壊のおそれ等がある市内の空き家の解体の際、解体費用の一部を補助する上山市危険空家解体事業補助金制度を実施しています。平成27年度は、60万円を上限に補助することにより、危険な空き家の解体を進めてきた結果、市内の危険な空き家の増加を抑制することができていると考えます。

しかしながら、今後も引き続き増加し続けることが予想される市内の空き家について、自治体としての指針である空き家等対策計画がないため、市民に対する今後の空き家対策に関する自治体としての方向性の提示がなされていないこと、加えて市の空き家に対する対応の一貫性の欠如といったことが懸念されます。

また、危険な空き家のみならず、いまだ状態がよく居住の用に耐え得る空き家に対しては、

全国各地の自治体同様、U・I・Jターンの対象として、本市の魅力を発信しながら移住を進めていく必要があるため、これらさまざまな種類の状態にある本市空き家の今後の利活用についても考え進めていくとき、空き家等対策計画の策定は急務であると考えます。危険な空き家の解体を進めていくことと同時に、いまだ有効に活用でき、本市の定住人口の増加につながりU・I・Jターンの受け皿ともなる空き家の有効な利用を進めるための指針ともなるべき空き家等対策計画の策定を早急に行うことで、市民不安の解消と移住・定住促進策の推進、また、市の今後における空き家に対する方針を市民と共有できると考えますが、市長の御所見を伺います。

次に、上山市奨学金の返還支援による若者のUターン促進についてであります。

山形県内においては、大学やその他学校に進学を希望する学生に対し、行政・民間を問わずさまざまな奨学金事業が行われております。

本市においては、平成25年3月に、それまで財団法人上山市育英会により運営されてきた奨学金事業が、新たに上山市奨学金として上山市奨学金貸付基金が設置され、上山市奨学金は、公立の大学に進学する学生については月3万5,000円、私立大学に進学する学生には月4万6,000円が貸与されます。毎年5名から8名程度の学生に利用されている上山市奨学金は、上山出身の学生たちがその学業を研さんするために利用されています。

上山市奨学金は、県内のさまざまな数ある奨学金事業の中でも、その貸与月額や採用人数等を比べたとき、学生に対して手厚い事業であると認識しております。

このたび、県においては、新年度、産業団体

や市町村と連携して、県内の高校卒業者のうち日本学生支援機構の一種貸与者と市町村の奨学金貸与者に対して、卒業後6カ月以内に居住かつ県内に就業し、引き続き3年経過した者に対して、貸与を受けた奨学金の総額または2万6,000円に奨学金の貸与を受けた月数を乗じた額のいずれか低い額を上限として奨学金返還を支援し、将来のリーダー的人材となる若者の県内回帰・定着を促進し、地域の人材確保を図る山形県若者定着支援奨学金返還支援事業が発表されました。

そこで、手厚い対応のもと長く学生に利用されている上山市奨学金の優位性を生かし、県事業に加え、さらに学生の本市への回帰を進めるため、山形県若者定着支援奨学金返還支援事業の対象とならなかった上山市奨学金貸与者に対し、上山へ戻った際、本市独自で貸与額の4分の1程度の返還支援を行い、学生のUターンを促進させることを提案いたします。

上山市奨学金を貸与され、卒業後返還が行われる際、県事業と同様の条件のもとで本市への居住の意思を確認し、継続的に居住した貸与者に対して返還の支援を行うことで本市への若者の回帰につながると考えます。

本市では、これからの本市を支える年少人口・生産年齢人口とも減少を続け、高齢化率は実に34%を超えており、県内でも高い水準にあります。本市のすぐれた奨学金制度を利用し、他市において勉学を進めた学生たちが、その知識、見識を持って本市に戻ってきたときに上山市へもたらされる若者の力は何物にもかえがたく、本市及び地域のこれからの発展に必要な不可欠な力となると考えますが、市長の御所見を伺います。

次に、市民後見人制度の推進について質問い

たします。

市民後見人とは、弁護士や司法書士などの専門資格は持たないものの、社会貢献への意欲や倫理観の高い一般市民による後見人のことであり、前述の専門職後見人と同様に家庭裁判所が選任し、認知症や精神障がいなどで判断能力が十分でない方の金銭管理や日常生活における契約などについて、本人を代理して行います。

全国の認知症の人の数は、平成24年で約462万人、65歳以上高齢者の約7人に1人と推計されています。また、この数字は高齢化の進展に伴いさらに増加が見込まれており、平成37年には約700万人になり、65歳以上高齢者に対する割合は、約5人に1人に上昇する見込みとなっています。

このような状況を受けて、国において今般、認知症施策推進総合戦略案、いわゆる新オレンジプランが示されました。本市においても、平成27年4月1日現在、認知症を有する認知症高齢者自立度Ⅱ以上の要介護認定者は1,549人となっており、65歳以上高齢者の約14%を占めています。また、最近では、認知症高齢者の徘徊による行方不明事案が起こって捜索活動が行われたケースも散見されています。

認知症高齢者のみならず、精神、知的な障がいのある方、ひとり暮らしの高齢者の方の財産管理や生活支援をどのようにしていくかということが、今、社会的に大きな問題となっています。

平成12年に介護保険が始まりましたが、介護を受ける方に判断能力がない場合どうするかということを背景に、成年後見制度が同時に制定されました。これまでは親族後見、あるいは弁護士、司法書士などのいわゆる専門職後見人がその役割を担ってきましたが、高齢化の進展

に伴い需要が増大するとともに、身上監護や生活の支援などが求められるようになり、専門職以外の第三者による後見、いわゆる市民後見の必要性が言われてきています。

したがって、市民後見人による支援体制の構築がぜひとも必要となりました。さらに、平成24年4月1日には老人福祉法が改正され、市町村は市民後見制度運用の人材育成、後見等に係る体制整備のために必要な措置を講じることが急務と考えます。

認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加に伴い、成年後見制度利用者が増加する状況の中、後見人のなり手不足が問題化していることから、新たな後見人の担い手である市民後見人候補者の養成に取り組むべきと考えます。

市民後見制度を進めるため、日常生活自立支援事業の生活支援員として活動されている方や、見守り支援事業において見守り支援員として活動されている方などを対象にして市民後見人養成研修を実施し、市民後見人としての基礎的な知識の習得、成年後見人制度に関する理解を深めることを目的とする基礎講座や実務講座の開催に加え、社会福祉協議会がフォローアップ研修、市民後見人バンク等を設置し登録することで、市民後見人候補者の登録業務、受任調整、市民後見人の法人後見監督を行い、市民後見人及び候補者が充実し、利用者にとって適切な環境が整備されると考えます。

本市の高齢化率が34%を超え県内でも高い水準にあり、高齢者の増加に伴い認知症の方もふえてくることが予想されます。改正された老人福祉法では、市民後見人の確保が市町村の努力義務となっております。成年後見制度の利用者の増加、後見人のなり手不足が問題化することが予想されることから、社会福祉協議会との

連携の上、市民後見人及び候補者育成の支援を図る取り組みを実施し、市民後見人を養成すべきと考えますが、市長の御所見をお伺いします。

次に、災害発生時に行政が優先的に実施すべき業務を定める業務継続計画の策定について質問いたします。

業務継続計画とは、災害時に行政みずからも被災し、人、物、情報など利用できる資源に制約がある状況下において、非常時に優先して行う業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画です。

大規模災害が発生した際、市町村は災害対応の主体として重要な役割を担います。過去の災害を振り返ると、首長の不在、庁舎や電気・通信機器の使用不能等により、災害対応に支障を来した事例もあります。

災害発生時には、業務量が急激に増加し、極めて膨大なものとなりますが、業務継続計画を策定することにより、非常時優先業務を適切かつ迅速に実施することが可能となります。具体的には、地域防災計画や災害対応マニュアルでは必ずしも明らかでなかった「行政も被災する深刻な事態」も考慮した非常時優先業務の執行体制や対応手順が明確となり、非常時優先業務の執行に必要な資源の確保が図られることで、災害発生直後の混乱で行政が機能不全になることを避け、早期により多くの業務を実施できるようになるほか、みずからも被災者である職員の睡眠や休憩、帰宅など安全衛生面の配慮の向上も期待できます。

また、行政自身も被災者になることで、人員や物資、ライフライン、情報や通信などが制約されます。こうした非常事態の中で、直ちに応急復旧業務に取り組まなければなりませんし、

中断が許されない優先度の高い通常業務にも対応しなければなりません。そのために、日ごろから必要な資源の準備やそれぞれの業務に対応する方針や手段を定めた業務継続計画策定が非常に重要であると考えます。

これまで自然災害が少ないと言われた本市がありますが、豪雨による水害が発生していることや、蔵王山の噴火活動の高まりが観測されていることから、いつ大規模災害に見舞われなくても限りません。民間企業においては、本社のデータやその機能の一部を他所に移転するなどの対策が行われているようです。特に、災害に見舞われた際には、災害応急対策業務が最優先となるものの、優先度の高い通常業務も継続して行う必要があります。そのためには、限られた必要資源をもとに、優先業務を目標とする時間・時期までに実施できる実効性のある業務継続性の確保が必要となります。また、職員、庁舎、電力、情報システム、通信等利用できる必要資源の被災を評価し、それを前提とする計画を策定することが重要と考えます。

災害発生時に行う応急業務と、市役所の機能低下を最小限にとどめるための非常時優先業務を定め、大規模災害発生時にあっても適切な業務執行を行うことを目的とした業務継続計画を早急に策定すべきと考えますが、市長の御所見を伺います。

○坂本幸一議長 市長。

〔横戸長兵衛市長 登壇〕

○横戸長兵衛市長 6番川崎朋巳議員の御質問にお答えいたします。

初めに、空き家等対策計画の早期策定について申し上げます。

本市の総合的な空き家対策を推進するに当たり、空き家等対策計画を策定し、危険な空き家

の解体補助や適正な空き家管理の促進に努めるほか、移住コンシェルジュによる空き家の情報発信など、空き家対策及び移住・定住対策に取り組んでまいります。

次に、上山市奨学金の返還支援による若者のUターン促進について申し上げます。

「上山市まち・ひと・しごと創生総合戦略」における人口減少対策の具体的な施策の1つとして、大学等卒業者に対する奨学金返還支援制度について検討を重ねた結果、山形県と連携した事業を実施いたしますので、現時点では市独自の支援は考えておりません。

次に、市民後見人制度の推進について申し上げます。

後見人受任者が不足することが予測される中、上山市社会福祉協議会が平成28年度より法人後見を受任する手続を進める考えでありますので、体制整備に向け連携してまいります。

市民後見人制度につきましても、法人受任の状況を見ながら、候補者の養成や登録方法など、対応を協議してまいります。

次に、災害発生時に行政が優先的に実施すべき業務を定める「業務継続計画」の策定について申し上げます。

大規模災害が発生した際には、初動対応と応急対応に追われ、その中でも非常時優先業務を適切かつ迅速に実施することが重要でありますので、業務継続計画を策定する意義は大きいものと認識をしております。本市においても、行政が機能不全に陥る大規模災害といたしましては地震が想定されますので、順次取り組んでまいります。

○坂本幸一議長 川崎朋巳議員。

○6番 川崎朋巳議員 それでは、順次、また質問させていただきます。

初めに、空き家等対策計画の早期策定についてであります。

空き家に対するいわゆる特措法が制定されるかされないかのころから、議会においても一般質問であったりとか、予算特別委員会であったりとか、その場において空き家についての計画の策定の必要性が順次言われてきたと私としても考えております。

その中で、特に平成27年度、市長による施政方針の中でも、「平成27年度策定いたします」というふうに明記してあったように思います。その中で、間もなく平成28年度になろうとしている今般、加えて第7次振興計画でありますとか、まち・ひと・しごと創生総合戦略等、その上位の計画が策定される中で、いまだこの空き家等対策計画が作成されていないことを非常に危惧しておるわけです。

まず、1つ目としてお伺いしたいことは、空き家等対策計画が策定されていないことで、本市の空き家であったり、移住対策の進捗に滞りが無いのか。

もう1点は、今現在、本市の空き家対策であったり、移住促進対策の他の自治体と比較してどういう状況にあると市長が考えておられるのか、2点について回答をお願いします。

○坂本幸一議長 市長。

○横戸長兵衛市長 確かに27年度ということで話をしましたが、今年度でつくるということにいたしております。いわゆる3月いっぱいということになります。

あと、空き家対策でございますが、我々も決して進んでいるとは思っておりません。むしろおこなっている可能性があります。これにはやはり計画をきちっとして、使えるもの、使えないもの、危険空き家、きょうもテレビでは危険空

き家の解体が報道されておりましたけれども、そういう分別がおこなわれているということについての進捗度がおこなわれているということでございます。

しかし、先ほど1問目でお答えいたしましたとおり、移住コンシェルジュを協力隊の中で雇い上げるとか、あるいはシェアハウスをつくっていかうとか、そういう内容のものを織り込んでおこなうところがございますし、これからスピードアップをしながら対応してまいりたいというように考えております。

○坂本幸一議長 川崎朋巳議員。

○6番 川崎朋巳議員 これからスピードアップしながら、空き家に対する対応を市としても取り組んでいきたいというような回答であったと思います。特に、この空き家等対策計画に基づいたそのそれぞれの、例えばコンシェルジュの問題であるとか、そのようなもので対応していきたいという話があったと思います。

私たちとしては、まず空き家等対策計画を提示していただいて、まずその計画の是非について議会として判断させていただいて、その上でその計画が実現するのかどうかについての政策の提案をさせていただきたいと思っている中で、いまだこの空き家等対策計画が策定されていないことの危惧というものを感じておったわけでございます。

本市にある空き家、危険空き家については解体に関する補助ということは行われておりますが、また、中古空き家を取得する際の補助なんかも行われていて、ある程度の空き家に対する対応の進捗というのは現状見られている状況なのかなというふうに思います。ただ、特に県内の市町村においては、その本市にある空き家、それぞれの自治体が抱える空き家をさらに移

住・定住につなげていくための施策として、平成26年度の県データであったと思うんですけども、空き家バンクの策定ですね。空き家バンクを策定して、幅広く全国に周知する。それで、上山の空き家の状況を知っていただいた中で、選択肢の1つに加えていただくという取り組みが、平成26年の県調査段階では18市町村で空き家バンクの設定が確認されているという資料を拝見いたしました。

まず、本当に本市の空き家を有効に活用してもらおう。そして、市内外の人に幅広く有効に使える空き家の利用を促進して今後取り組んでいかなければならないと思います。

移住コンシェルジュももちろん必要な施策であるとは考えるんですが、それ以前に、本市の状況、また、本市の情報発信という点で、空き家バンクがその基軸となって本市の空き家状況を周知させていく必要があるのではないかなと思うんですが、空き家バンクに関しての今の考えをお聞かせください。

○坂本幸一議長 建設課長。

○秋葉和浩建設課長 空き家バンクについての御質問でございましたが、空き家バンクにつきましては、議員の御指摘のとおり、情報発信をしていくという上では大変重要な制度であるのではないかなと捉えております。今後、空き家バンクを設置いたしまして、上市市からの情報発信に努めるほか、不動産関係者とも協議などをしながら、そういった面からも情報発信を進めて、市の情報を全国的に発信していくように努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○坂本幸一議長 川崎朋巳議員。

○6番 川崎朋巳議員 設置をしていくという方向性だというふうに受けとめております。

この空き家の取り扱いについても、私たちもさまざまな移住・定住の先進地を伺いまして、さまざまな取り組みを拝見してまいりました。例えば、空き家バンクをつくっているところ、または市内にある空き家の中でもいまだ有効に活用ができそうな空き家に対しては、市に寄附をしていただいて、その維持管理に当たってはNPOを設置して維持管理を行い、すぐにも居住できるような態勢を整えると。さまざまなこの空き家を利活用した移住・定住策というのが行われております。

まず、何にしても、空き家等対策計画を示していただかないことには、私たちとしてもその方向性に合致するものであるのかどうか、また、それがどのくらい効果があるものなのかについて判断をすることができないと考えております。改めて、具体的にいつまでに空き家等対策計画を策定するのかについて、もう一度答弁をお願いします。

○坂本幸一議長 建設課長。

○秋葉和浩建設課長 空き家等対策計画につきましては、年度内というようなことでございますので、計画の骨子について作成をいたしまして、新年度、具体的に進めていくということで支障がないように計画を策定しながら実施していきたいというように考えておりますので、よろしく願いいたします。

○坂本幸一議長 川崎朋巳議員。

○6番 川崎朋巳議員 空き家等対策計画については了解したところです。

次に、上市市奨学金の返還支援による若者のUターン促進についてであります。

市長から答弁いただいたところでは、県と連携して進める奨学金返還支援事業をもって本市の対応としていきたいという答弁を頂戴いたし

ました。その中で、私がぜひ本市として独自に取り組むべきというふうに考える根拠がございます。

それは、まず第1に、本市の上山市奨学金制度が非常にすぐれた奨学金制度であるということであります。貸与額、その基金の額、あとは採用人数等々考慮しても、県内の民間事業者が行っている奨学金事業、そして県内のそれぞれの自治体が行っている奨学金事業に比べて、全く引けをとっていないものであるというふうに考えます。ここで伺いたいんですけども、もしも上山市奨学金制度を利用されて、現段階で本市に戻ってこられる方であるとか、どのぐらいの予算がかかるというふうに試算されておられるのか。また、この回帰率のデータ、県外に出ていった学生の回帰率のデータというのはなかなか探しても見つからないものだと思うんですけども、例えば奨学金貸与者の中でどのぐらいの方が本市に戻ってこられるのかなど、持ち得るデータがありましたら、御提示いただきたいと思うんですが。

○坂本幸一議長 市長。

○横戸長兵衛市長 前段の面で私が、後段については担当課長から。

この制度は、市といたしましても単独でやるというようなことで、新年度予算に向かっておったところではございました。そうしたら、急に県のほうからそういう話が出まして、各市町村も県の制度に乗るといようなことがありましたので、我々も横並びと言うとちょっとおかしいかもしれませんが、県内の他自治体と一緒にやっっていこうといった形で、こういう県の制度に乗るといことになりました。

具体的なことについては、担当課長から説明します。

○坂本幸一議長 管理課長。

○太田 宏管理課長 回帰率の件について、私のほうからお答えさせていただきます。

現在、奨学金について返済対象となっている方については41名いらっしゃいます。その方のうち、18名の方が上山市に住所があるというようにございますので、約40%ぐらいの方がこちらに戻ってきていただいているのかなということでございます。

○坂本幸一議長 商工課長。

○富士英樹商工課長 予算等の試算については私のほうからお答えいたします。

まず、平成28年度予算のほうに600万強の予算を計上させていただいておりますけれども、こちらについては県のほうから7名の枠、地方創生枠として日本学生支援機構の方3名、上山市奨学金のほうは4名ということで、枠を配分されておりますので、それに対応すべく予算を計上させていただいております。

○坂本幸一議長 川崎朋巳議員。

○6番 川崎朋巳議員 質問が悪かったもので、改めて、独自で本市が、私は4分の1程度の額が適当ではないかということで質問させていただいたのですが、その独自でやった場合の予算額等を試算したものがあれば、お答えをお願いします。

○坂本幸一議長 商工課長。

○富士英樹商工課長 独自でやった場合ということで、今現在こちらの県のほうの連携で考えております対象になる方が、上山市奨学金の場合ですと24名の方がいらっしゃいますので、そこから学年平均しますと6名ということになりますので、4名が今回の県の連携で対応されますと、残り2名の方ということになりますので、想定されるのはどちらの、国公立な

のか私立なのかによって金額が変わりますが、その金額掛ける4年間分の4分の1というような数字になるかと思しますので、その辺は大体計算していただくとわかるのかなと思いますので、よろしく願いいたします。

○坂本幸一議長 川崎朋巳議員。

○6番 川崎朋巳議員 無理な質問をいたしたかもしれないんですけども、改めて先ほど人数割とか、市長から本当は独自でやろうといった考えもあったというような回答を頂戴したわけですけども、私、それでも独自として本市でやるべきだと考えるのは、そのそれぞれの自治体ごとに割り振りの人数等あるわけですが、この他の自治体と、同規模自治体と、今回の県との連携する奨学金返還支援事業での採用者が余り変わらないという印象を受けました。データ拝見すると、本市7名でありますけれども、他の自治体と関係ない、他の自治体との平準化、県と同様な連携の中での返還支援事業を使った場合は、本市に戻ってくる人数は余り変わらないというふうに考えました。

改めて、山形新聞の記事なんですけれども、酒田市においては、東北公益文科大学の卒業生に対して、引き続きの酒田市内への居住を継続してもらうために、酒田市独自で返還金の支援制度が行われるというような記事を拝見しました。私は、酒田市には酒田の大学がある、だからできるというふうに考えるのではなくて、本市の上山市奨学金も、これまでさまざまな方から本市奨学金を維持するための取り組み、努力がなされてきたと考えますし、酒田に公益文科大学があるのと同様に、本市の上山市奨学金というものも、本市にとっての非常に魅力ある地域の宝というふうに言えるのではないかと思います。

先ほど大体2名が該当になる。県と連携して支援する返還金事業以外に、2名の方が対象になると。その2名のうち、貸与された、私立であるか、公立であるか、その額の4分の1を掛け算して金額を算定してほしいと言われましたが、私はもしもこの2名がさらに本市に、今回の奨学金返還支援を独自に本市がすることで、本市に帰ってきてくれるのであれば、この金額は決して高くはないと考えるんですが、改めてもう一度御見解をお願いいたします。

○坂本幸一議長 商工課長。

○富士英樹商工課長 まず、大学等に行かれた方の市内への回帰につきましては、奨学金制度だけで回帰が促されるものではないというふうに考えておりますので、平成28年度の予算のほうにあわせて例えばインターンシップの誘導であったり、上山市の企業の魅力を伝える手だてなどについても計上しているところでございますし、市内の企業に対しても、できるだけ多くの方を採用していただきたいということと呼びかけるなどしておりますので、そういった中で対応していきたいと考えておりますので、単独での奨学金だけの補助というのは今のところ考えてございません。

○坂本幸一議長 川崎朋巳議員。

○6番 川崎朋巳議員 改めて、例えば第7次振興計画でありますとか、まち・ひと・しごと創生総合戦略、本市と本市に対する転入者と転出者のその差異を少しでも減らしていこうと。平成31年度が30名、平成35年度が15名でしたか。その数字を達成するためにも、本市独自で私は行くことを引き続き検討していただきたいと考えておりますが、今回は県との連携をもって本市への回帰を促す方策を選ぶということをまずは了承したいと思います。

次に、市民後見人制度の推進についてであります。

私、頂戴した回答では、非常に前向きな回答を頂戴したのではないかと思います。その中で、法人後見という回答を頂戴したと思うんですけども、具体的なその後見活動をする母体としては、社会福祉協議会を考慮されるのかについて、回答のほうをお願いします。

○坂本幸一議長 健康推進課長。

○尾形俊幸健康推進課長 法人後見につきましては、法人になることによって体制的に強化されて、個別ですと、個別の方が亡くなったりやめてしまったとなったときに、新たな選任等が必要になりますけれども、法人でやるという部分については、ほぼ恒久的に続けていくことができるというメリットがあるということです。

それを社会福祉協議会が28年度中にその手続を進めますというお話を聞いておりますので、そこをまず基本として、その中で市民後見人制度というのがなかなか家庭裁判所によって考え方がまちまちでありまして、山形の家庭裁判所におきましては、なかなか市民後見人については認められていないと。現状ゼロだという状況になっておりますので、そういった法人の中でそういった活動をしていくということができるようになれば、制度的にも有効になってくるのではないかとということで、その部分で考えているところでございます。

○坂本幸一議長 川崎朋巳議員。

○6番 川崎朋巳議員 それでは、重ねて質問をさせていただきます。

法人後見ということで、法人後見業務について現在取り扱っている県内他自治体の情報をお持ちであったら、御提示いただきたいのと、あと社会福祉協議会のほうで法人後見をするに当

たっては、この法人後見の支援員というか、そのような方が必要と考えますけれども、現状、社会福祉協議会でそのような対応をされる方がおられるのか、または今回の制度によって、その非常勤の方であったりとか、社会福祉協議会で法人後見をしてくださる方を新たに雇うような予定があるのかどうか、2点についてお伺いします。

○坂本幸一議長 健康推進課長。

○尾形俊幸健康推進課長 まず、法人後見の部分で、社会福祉協議会の支援員等の体制については、いつになるかというところも状況を踏まえながらやるということですので、今のところその詳細については把握してございません。

それから、他の自治体等の取り組みということですが、山形県内におきまして法人後見を実施しておりますのは、山形市、酒田市、鶴岡市、村山市、米沢市の5つの社会福祉協議会ということでございます。実績等については、法人取り扱いが何件というふうなことでのデータがございませんのでお答えできませんが、よろしく願いいたします。

○坂本幸一議長 川崎朋巳議員。

○6番 川崎朋巳議員 まず、法人後見という対応をしていただけると、非常に前向きな回答だと考えております。その中で、まず、これはぜひ行っていただきたいと思うことは、まず、私が市民後見制度を進めるに当たって非常に有益であると考えたことは、その養成講座等を通じて市民後見人または市民後見人候補者を募集する過程で、その認知症高齢者を初めとする後見制度を必要とされている方、またはそのような人に対する市民意識の向上であるとか、その制度の周知が図られるのではないかとというふうにご検討の点が、まず私の市民後見制度を今回御

提案した点であります。

法人後見制度を今後進めるという中で、そのような周知であったりとか、その啓発であったり、そのような取り組みについて現状どのような考えを持っておられるのか。

あと、平成28年度に取り組むということですが、現在第6期高齢者福祉計画が3カ年のうちの現在2カ年目、28年度ですと2カ年目ということになりますけれども、この第7期の高齢者福祉計画の中に、この法人後見、内容等が明記されるのか、または継続して事業として行われていくのか。この2点について改めてお伺いします。

○坂本幸一議長 健康推進課長。

○尾形俊幸健康推進課長 まず、計画に対する位置づけでございますけれども、そこまで具体的な表記はされておりませんが、当然、議員おっしゃるような高齢者の状況でございますので、そういった後見人制度の活用については当然やるべきものというふうなことで整理はされております。

もう一つ、周知方法ですけれども、法人になるというのは、社会福祉協議会とかNPO法人とか、そういう社会福祉法人とかそういった特定の団体しかできないことでございますので、市としては当然そういったものを進めていくということに対して、連携をしていくというふうなことでございますけれども、当然それに向けて社会福祉協議会でも広報等については実施されるものというふうに理解しております。

○坂本幸一議長 川崎朋巳議員。

○6番 川崎朋巳議員 28年度から取り組んでいただけるというような回答でありましたので、特に本市においては、山形県においては、3世代同居というのが全国でもトップクラスで

あると。なので、恐らく誰しもがこの高齢者とのつき合いの中での生活を行っていると考えます。だからこそ、例えば認知症になられた方、あとは単身で住まわれている高齢者の方、または高齢者のみの世帯等の増加も今後間違いなく増加していきだろうということが考えられますので、特にこの法人後見という方向性で進めていくということですので、引き続きの取り組みをよろしくお願ひしたいと申し上げます。

最後に、業務継続計画についてです。

策定するというお話を頂戴いたしました。特に、蔵王山の噴火の騒ぎであったりとか、本市における災害状況、その中でも危機管理室においてはさまざまな対応をこの期間中していただいていたというふうに考えますが、この業務継続計画の策定のめど、どのぐらいまでに策定しようと考えておられるのかについて御回答をお願いします。

○坂本幸一議長 庶務課長。

○鈴木英夫庶務課長 策定のめどという御質問でございますけれども、今お話にありましたように、現に活発化しております蔵王山の火山対策なんかもございますので、その状況の対応を見ながら進めてまいりたいと思っております、平成28年度から着手には取りかかりたいと思っておりますが、28年度から29年度にかけてというような感じになるのかなというように今のところ思っているところでございます。

○坂本幸一議長 川崎朋巳議員。

○6番 川崎朋巳議員 特に行政が、特にこの上山市役所も重要な災害対策に対する拠点ということもありますので、28年度から29年度という答弁を頂戴しましたけれども、早急なる策定をお願いしたいというふうに申し上げます。

最後になるんですけれども、今週の山形新聞

の記事で、横戸市長が2市2町の首長と将来の本市人口減少について、地域の人口減少についてお話しされた記事が載っておりましたけれども、横戸市長はその人口減少対策に特効薬はないと、その上で、さまざまな政策を組み合わせ、町の魅力を加味しながら対策を進めていくとお話しされておりました。人口減少については特効薬がないというのは、私も同感でございます。その中でも、本市が進めているさまざまな人口減少対策は移住・定住対策のみならず、さまざまな事業が行われていますけれども、その中でも特に抜けや落ちがないように、あとは今行っているその事業の徹底というものを引き続きお願い申し上げまして、一般質問を終わらせていただきます。

○坂本幸一議長 この際、正午にもなりましたので、昼食のため休憩いたします。午後は1時から会議を開きます。

午後 0時00分 休 憩

午後 1時00分 開 議

○坂本幸一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、14番高橋義明委員。

〔14番 高橋義明議員 登壇〕

○14番 高橋義明議員 議席番号14番、会派蔵王、高橋義明であります。

通告に従い、順次質問をいたします。

初めに、副市長人事についてであります。

本市では、少子高齢化が進む中、人口減少問題を初めとする諸課題に対処するため、さまざまな施策を講じ、魅力ある地域かみのやまづくりを推進しているところであります。その過程においては、調査・分析・考察・計画・実施・反省を繰り返し積み重ねながら、知恵を出し合

い進めてこられたものと推察しております。そして、その中心にあって、副市長の果たしてきた役割は、相当に大きいものがあったと思っていますところでは。

このたび、平成28年3月31日をもって、現木村英雄副市長は任期を終えることになっておりますが、その後任はいまだ決まっていないと聞いております。市長は、この件をどう受けとめ、どうなさるおつもりなのか、お伺いするものです。

木村副市長は、平成24年4月1日をもって就任され、中心市街地活性化事業、クアオルト事業、企業誘致推進室長、第7次振興計画の策定等に取り組んでこられました。特に、クアオルト事業や観光事業の推進においては、産官学金の連携を強め、まち歩きコースの創設を初め、企画事業の推進に尽力されました。企業誘致においても、インターチェンジ付近の開発を初め、第7次振興計画の具現化の中で、これから次々と成果があらわれるものを準備していただいたところでは。

新年度からは、それらを含め、空き家対策、移住・定住支援、雇用推進と住環境の整備等、総合的な少子化・人口減少対策を本格化していかなければなりません。

そのような時期に副市長不在は、市長の負担が相当に増大するものと懸念するものであります。ぜひ適切なる人材の適用をお考えいただき、早期に副市長をお迎えすることが肝心と考えますが、市長の御所見と今後の見通しについて、お示しいただきたいと存じます。

次に、ワインの郷づくりについてであります。

1つ目として、月1回のワインデーの創設について申し上げます。

上山でブドウ栽培が始まったのは、大正3年、

後の初代上市市長となる高橋熊次郎氏が5ヘクタールのブドウ園をつくったことによると伝えられているところです。氏がアメリカに留学し、経営経済学を修めた後、アメリカ各地を初め、イギリス、ベルギー、オランダ、フランス、ドイツ、イタリア等を歴訪し、帰ってから、ブドウを主力としてサクランボ、リンゴ、桃、ネクタリンを試作、同時に畜産と酪農も導入しております。

高橋農園でつくられていたブドウの品種は、アメリカ直輸入を含め記録にあるもので41品種であり、戦中戦後にかけてネオ・マスカット、マスカットベリーA、ブラック・クイーン等が植えられ、その後、土地に合ったものが選抜されていきます。

タケダワイナリーは、その中からブドウ酒に適した品種を選抜して醸造を始め、また、ブドウ液と称する4合瓶のジュースやリンゴジュースも生産し、生産者・消費者ともに喜ぶ、上山を代表するブランド商品になっていました。

昭和35年にジベレリンによる種なしデラウエアの技術が確立されると、ブドウ園の大増殖がなされ、水田の減反政策と相まって、ブドウは米に次ぐ生産品目になっていきました。その中で生まれたデラウエアの1升瓶ワインは一世を風靡し、ヌーボーを初めさまざまなワインが世に出るようになり、ワインのファンがふえていく時代を迎えたところです。

昭和51年をピークにデラウエアの販売価格の低迷とともに、大粒種ブドウが導入されるようになり、ワイン用品種も欧州種の面積が増大してきました。現在では、ラ・フランスを初め西洋梨の果実酒であるポワレまで登場しております。

このように、本市におけるワインの歴史は、

ブドウ生産の歴史とともに、この土地の風土と人間によって愛され育まれてきたわけです。

そして、平成26年3月定例会において、議員発議により、本市は「かみのやま産のワインによる乾杯を推進する条例」を制定しました。上山で醸造されたワイン、上山産のブドウを原料としたワインによる乾杯の習慣を広めることにより、市民が気軽にワインを楽しめる環境をつくるとともに、地域経済の活性化を図るものです。

市やワイン産業にかかわる事業者、生産者等が連携して進めることになっており、大変印象的なポスターも作成されております。愛好者の中ではかなりの愛着を持って実行されておりますが、これをもっと広げる必要性も感じているところです。この地を訪れる人たちに、旅館や料理を提供するお店やイベントで、「最初一杯はこのワインで」と、器などにこだわらずに気軽に勧めていただくようになればと思っています。

ワインやワイナリーは、最低でも100年の歴史の中でつくられていくものだということを聞いたことがあります。それは、その土地の気候、土質、そして人間の気質に恵まれなければ育たないからだということです。この点で、本市は十分にその資格を持ち得たと言ってよいのではないのでしょうか。特に、近年、上山産のワイン用ブドウの品質がよいと評されていることが、そのことを裏づけていると思います。

今後、ワインの郷として成長していくために、私は、まず市民みずからがもっとワインに親しめる環境をつくること、ワインを愛飲する機会を多くすることを考えました。近年行われているワインバルの盛況を見ると、ワインに親しむ機会をふやすことは、交流人口をふやすこと

にもつながると思います。

長野県塩尻市においては、夏のワイナリーフェスタと、冬のワインと語る夕べ、そして毎月20日は持ち込みオーケーの日としていました。いわゆるBYOシステム、ブリング・ユア・タウン・システムということになりますが、持ち込み料が有料の場合と無料の場合があります。本市で実施するには、持ち込みを無料とし、毎月最後の日曜日というように、できるだけわかりやすくしたいところです。ほかの市町村から参加してもらうには、土曜日がよいのかもしれませんが。

BYOのよさは、お店にとってワインセラーやボトルキープの必要がないこと、そして客が自分の好きなワインを持ち込めることです。持ち込み料は無料ですが、料理や場の提供代は当然発生します。ワイン以外の飲食はその限りではなく、いつもどおりとなります。

初めから全てのお店で実施できるとは思えないので、実施するお店の扉には、ワインで乾杯マークのステッカーを張ってもらうのも1つの方法で、PRにもなると思います。料理はワインに合うものと考えがちですが、逆に料理に合うワインという考え方もあり、白菜漬けや青菜漬けでもよいとされております。

いずれにしても、月1回のBYOによるワインダーの創設は、本市のワインの郷づくりにとって大変有効に働くものと思います。市長の御所見をお伺いいたします。

2つ目として、ワイナリーの誘致について申し上げます。

本市のワイン用ブドウの品質は、高い評価を受けていると申しました。しかし、ほかの地に醸造を依頼すれば、そこのワインということになります。それでも、上山産のブドウでつくっ

たワインというプライドは守られており、感謝しているところです。できれば運搬等の経費をかけずに、見えるところで、この地でできればありがたいし、蔵王山麓のロケーションと風土で地場産ワインをつくりたいものです。

その中で、市内2つ目のワイナリーができたことはうれしいことです。ワイナリーはワイン用ブドウ園のそばにあってこそのものであり、ワイナリーの誘致あるいは起業によって付近のブドウ生産意欲も活性化され、耕作放棄地の活用や土地の有効利用が図られるものと期待されます。

この点においては、大手のワイナリー誘致もさることながら、ほかからの移住によるブドウ生産や、ワイナリーへの取り組みも期待されているところです。高齢化した生産者は指導力も持っています。

そして、忘れてならないのは、市域北東部の蔵王山麓帯です。ここはやや標高が高いため、爽快な風味の白ワインと濃厚な赤ワインが期待できます。棚よりも垣根仕立てが地形に合っており、畜産とワイナリーと農家レストランが実現する可能性があります。雇用も生まれます。ぜひ土地利用計画とともに推進したいところです。規模の大小にかかわらず、ワイナリーの誘致を中心に据えた積極的な取り組みを推進する必要があると考えますが、市長の御所見をお伺いいたします。

次に、獣検知センサーと捕獲検知センサーの設置による有害鳥獣対策のさらなる推進についてであります。

私は、平成27年9月の一般質問で、有害鳥獣対策を進めるため、さまざまな角度から提案を試み、また、新たな取り組みの研究をお願いしたところです。

今回は、熱感知センサーと赤外線カメラ等を使って獣の動きをキャッチし、効果的に捕獲に結びつけることができるシステムの導入をお願いするものです。

まず、獣検知センサーが動物を捉え、写真3枚と位置情報をスマートフォンやパソコンにメールで通知します。カメラは赤外線対応で、夜間も撮影できます。この動物感知装置は、可搬型でGPSを内蔵しています。電源はソーラーバッテリーです。これにより獣の動きが見える化され、関係者に通報されるとともに、クラウドシステムで出没データを地元農家や猟友会等が共有できます。

捕獲検知センサーは、おりわなに捕獲されたことを検知するだけでなく、わなにかかった頭数も把握することができ、1回の捕獲頭数をふやすことができます。

この2つのセンサーを駆使することにより、獣の行動パターンが把握でき、効率的な捕獲が可能になるばかりでなく、イノシシ等の一斉駆除の実施においても力を発揮することが期待できます。

本市においては、おりわながサル用7台、イノシシ用5台を持っており、このシステム導入による効果は大きいものと思います。なお、費用は、親機1台42万円、子機1台40万円となっております。

今後、イノシシ等の急増が予想される中で、本市もこのようなセンサーシステムの導入をすべきと考えますが、市長の御所見をお伺いし、私の質問とさせていただきます。

○坂本幸一議長 市長。

〔横戸長兵衛市長 登壇〕

○横戸長兵衛市長 14番高橋義明議員の御質問にお答えいたします。

初めに、副市長人事について申し上げます。

市勢発展に大きく貢献いただきました木村副市長は、今月末をもって任期満了により退任いたします。

後任の副市長の選任についてであります。山積する諸課題の解決に向けて果敢に取り組み、「かみのやま創生」をともに実現するにふさわしい方を各方面にわたり人選しており、早期に任命したいと考えております。

次に、月1回のワインデーの創設について申し上げます。

月1回のBYOによるワインデーの創設につきましては、本市飲食店組合や個々の飲食店が連携しながら主体的に取り組むべきものと考えておりますので、飲食店組合に、関係者と協力をして創設に向けた取り組みを実施されるよう、働きかけてまいります。

次に、ワイナリーの誘致について申し上げます。

現在、本市で進めております「かみのやまワインの郷プロジェクト事業」につきましては、ワイン用ブドウの生産、ワインの醸造・消費を拡大するとともに、それぞれの分野が連携することで地域振興を図るものであります。

プロジェクトにおいて、市内のワイナリーをふやすことを目標の1つにしておりますので、ワイナリーの誘致を進めていくとともに、意欲ある農家や起業家が小規模でもワイナリーを開設できるよう、「ワイン特区」の取得を目指してまいります。

次に、獣検知センサーと捕獲検知センサーの設置による有害鳥獣対策のさらなる推進について申し上げます。

本市におきましては、簡易電気柵や赤外線センサーカメラを初め、これまでもさまざまな対

策を講じてまいりましたが、近年、新たにイノシシの被害が拡大しており、平成28年度からはイノシシの捕獲をより一層強化するとともに、侵入防止柵や忌避用資材を試験導入し、新たな対策を実施してまいります。獣検知センサーや捕獲検知センサーにつきましては、今後、関係団体等と調査、研究をしてまいります。

○坂本幸一議長 高橋義明議員。

○14番 高橋義明議員 初めに、副市長人事についてであります。副市長、企業誘致室長として、コストコの誘致などもしてくださりまして、本当に大きな功績があったものと私も思っております。市長におかれましても、これまで同様、果敢に取り組んでいく人材を今模索しているところだというふうな表現だったというふうに思っておるところですが、早期にとという言葉にとどまっております。いつごろまでに実現するのか、お伺いいたします。

○坂本幸一議長 市長。

○横戸長兵衛市長 まだ正式には決まっておられませんので、正確にはどこまでということはなかなか、相手もおることでございますが、少なくとも次の議会あたりをめどに進めてまいりたいというように考えております。

○坂本幸一議長 高橋義明議員。

○14番 高橋義明議員 今、次の議会というような言葉がございました。ということは、6月議会には明確になると考えたいところです。7月1日就任を目指して6月議会に期待をかけているというふうに、今のところ理解してよろしいのでございましょうか。

○坂本幸一議長 市長。

○横戸長兵衛市長 この点については、流動的な部分もございますので、7月1日という点についての確認については返答を控えさせていた

だきたいと思っております。

○坂本幸一議長 高橋義明議員。

○14番 高橋義明議員 市長におかれまして、これまで国の機関から連続して招聘しておられます。今回もそのような考え方で進んでおられるものと思っておりますが、それでよろしいのでしょうか。

○坂本幸一議長 市長。

○横戸長兵衛市長 2人の副市長につきましては、そういう形で招聘をしたという経緯がございますが、現時点においてはいろいろな角度といたしまししょうか、いろいろな方々という中で選ばせていただきたいと考えております。

○坂本幸一議長 高橋義明議員。

○14番 高橋義明議員 国の機関にかかわらずもっと幅広いところから選出をすることになるんだなど、そのように理解するところがございます。

このたび、結果として副市長が不在の期間が生じることになったわけですが、これは市長の負担が増大することだけでなく、市民にとっても心配なことでもあり、不安感を抱かせるものだと思います。この点についてはいかがでしょうか。

○坂本幸一議長 市長。

○横戸長兵衛市長 まず、不在ということについては、まさしく今議員の指摘のとおりだと思います。ただ、やはりいい人を選ぶといいましようか、いい人に副市長についていただくという点からすれば、期間的なものもございますし、また、いろいろな角度からの検討もございしますので、そういった意味ではできるだけ損失といいましようか、市民に迷惑のかからぬような形でその期間は対応させていただきたいというふうに思っています。

○坂本幸一議長 高橋義明議員。

○14番 高橋義明議員 副市長の人事についての考え方と今後の見通しについての質問であったわけですが、本市が東京オリンピック・パラリンピックのホストタウンとしていち早く選定されたこともあり、今後の施策を進めていく上において、これまで以上に中央との結びつきが期待される場所でもあります。できるだけ早い時期にお迎えできることを願っているものであります。

これ以上の回答は多分得られないんだろうなと思いますので、我々も一日も早い副市長が誕生することを心待ちにしたいと思っているところです。

次に、ワインの郷づくりについて、月1回のワインデーの創設については、市のほうも実施主体になるところはあくまでも飲食店組合であるとか、そういった民間でありますけれども、そういうところに働きかけていくという返事をいただいたところでございます。それで十分だと私も思っているところです。

そういう中で、今後このBYOについて、私の考えとしては、1つはわかりやすい日にち、あるいは回数、いろいろ考えましたが、やはり取り組むべき主体となるところが主体的に考えるのが本当だろうなということから、日曜日であり、土曜日であり、私は個人的にはわかりやすく日曜日とこう言ったわけですが、しかしながら、交流人口の拡大を考えたときは土曜日という表現を使わせていただきました。ということは、これは実施主体が実施する上において、主体的に決めていただきたいという気持ちを持ってのことであります。

今後実施主体に対して働きかける上において、BYO、私は持ち込み料をゼロというふうに考

えておりますけれども、今後働きかける上において、どのような考え方を持って考えておられるか、お聞きしたいと思います。

○坂本幸一議長 市長。

○横戸長兵衛市長 働きかけの部分でございますが、具体的に曜日とか回数とか、そういうことではなくて、やはり本市がワインによるまちづくりということをやっているわけでございますし、どういう方々がそれにかかわった施策や事業をやっていくということがより大事なわけでした、まず、今議員からも提案あったわけでございますが、そういった取り組みをしている先例事例もあるということでございますので、そういったところの研修とか、あるいは視察とか、まずは自分たちがそういうことができるのかどうかも含めて、まずその辺の意思確認から始まっていかないと、具体的なものは進まないわけでございますので、意識づけといいましようか、そういう形での取り組みということになろうかと思えます。

○坂本幸一議長 高橋義明議員。

○14番 高橋義明議員 今、市長から御指摘あったとおりでございまして、私も実はこの提案をするに当たって、五、六軒ほど回らせていただきました。いろいろな反応がありまして、大きく分けて3種類あったかなと。1つは、飲食店のほうですけれども、「うちの店には日本酒党はいるけれども、ワイン党はいないな」と、「ワインを求めて来るお客さんとは会ったことがない」というようなお店もございました。これは当然なのかなとも思います。それから、もう一つのほうは、すぐにでもやってほしいと、「今月からやりましょう」というお店もございました。それから、もう一つは、「これは組織的に進めなければいけないから、慎重にそれぞ

れの考え方もまとめていかなければいけないじゃないか」というような、当然でありますけれども、この3つのパターンに分かれたところがございます。と同時に、私も農家でやっております、昔から果樹農家あるいはワインの友達があります。そういう中で話し合いをしておるところですが、まずはとりあえず今月あたり、いつとは申しませんが、とあるところでワインを飲んで語り合おうじゃないかと。ワインというのは、口を軽くする効果がございまして、非常に自分を開放的にさせると同時に、相手の言葉を聞きやすくなるというか、そういう意味での効用があると思います。そんな中で、ワインを愛する者が集まって、今後の展開を、特にBYOについて話し合おうじゃないかというふうなことも取り組みの一つとしてあるわけでありませぬ。

そんなことで、市長からもありました、上山ワイン・ブドウセミナー2016ですか、そちらのほうでも今研修が進んでおりますし、仲間も勉強中であります。今後進められていく過程の中で、徐々に機運が広まっていけばいいなと私も思っているところがございます。市長におかれましても、見守っていただきたいなと思っているところです。感想をひとつお願いします。

○坂本幸一議長 市長。

○横戸長兵衛市長 感想と言われても大変難しい面がありますが、要するにワインバルやりましたよね、2年間ね。3,000人の方々が来られたということです。これは大盛況だと思えます。そういったワインバル、お祭り、そういうことをやって、「1年待てないね」とか、「もっとやはり毎月やってほしいね」とか、そういった雰囲気醸成していくと、あるいはそれが自然発生的に醸成がなっていくというような環

境になれば、いろいろなところから声が出てくると思いますが、そういった声の中でこういうことが実現していけばいいなと感じておるところでございます。

○坂本幸一議長 高橋義明議員。

○14番 高橋義明議員 ワインバルが非常に成功していると、評判がいいということでございまして、この回数をもう1回できないかということになりますと、非常に今の負担が大きいという声もございまして。そんなことで、やはりワインバルのような、あるいはそれに次ぐような催しの回数をふやすことよりは、BYOの習慣をつくっていくほうが、市民ぐるみのワインの郷づくりというのにふさわしいのかなと考えたところがございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、獣検知センサーと捕獲検知センサーのほうに移りますけれども、市長のほうからは、イノシンについて28年度からいろいろな試験を含めながら取り組みを強化していくというふうな話がございました。その中で、私の今回提案している2つのセンサーについては、今後研究課題としていきたいと、一言で言えばそういうことになるのかなと。「調査・研究をしてまいります」というような表現であります。そういうことであると承りましたが、そのとおりでよろしいんですか。

○坂本幸一議長 市長。

○横戸長兵衛市長 そのとおりでございます。

○坂本幸一議長 高橋義明議員。

○14番 高橋義明議員 ただ、前回はセンサーについてはいろいろなことを申し上げました。いわゆるサルに関する追い払いとか何とかは、時代も変わってきていて、今のままの状態を改善するのは非常に困難を伴うというようなこと

ろまでの話になったわけでございます。そういう中で、例えばイノシシに関して、ことしは上山の実績は非常にいいものがありまして、30頭でしたか、実績がほかの市町村よりは結構いい実績を出したと思っているところです。まずは、その事実の確認をさせていただきます。

○坂本幸一議長 農林課長。

○前田豊孝農林課長 27年度につきましては、イノシシの捕獲数であります、有害捕獲で4頭、そして狩猟で現在確認しているのが30頭でございます。ただ、狩猟につきましては、他市町村の猟友会等も上山市内に入っておりますので、4月以降に県のほうに報告された部分で実数については明らかになるということでございます。

○坂本幸一議長 高橋義明議員。

○14番 高橋義明議員 イノシシの狩猟、つまり冬場について、ことしは雪がなかったわけですけれども、来年においては多分雪はあるだろうと想定するしかございませんけれども、そうなった場合に、一斉駆除ということもイノシシについては取り組みが計画なされると思えますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○坂本幸一議長 農林課長。

○前田豊孝農林課長 現在、一斉駆除については実施する予定はございません。まず、先日、山形市でもやっておりますけれども、一斉駆除についての実績というものについては、まだ効果的にどうなのかというところがはっきりしていない部分でございます。以前、上山市におきましても、イノシシではございませんが、サルについて一斉駆除ということで8回ほど実施いたしましたが、8回やって1頭の捕獲というようなこともございまして、今後猟友会と話の中で、

それぞれグループを組んで捕獲を強化していくというような形になっておりますので、現段階で一斉駆除ということは、現在計画の中にはございません。

○坂本幸一議長 高橋義明議員。

○14番 高橋義明議員 一斉駆除、ことしは雪がなかったものですから、近隣の市町村では効果が確認できていないというふうに認識をしておるところです。しかしながら、イノシシに対して積極的な取り組みを28年度から行うというようになってまいりますと、その過程においてそれが行われる可能性もあると踏んでいるところですが、全く考えないという意味なのか、それとも今のところ考えていないということなのか。

○坂本幸一議長 農林課長。

○前田豊孝農林課長 現在の計画では、一斉駆除を予定はしておりませんが、捕獲を強化していく中で、選択肢の1つと考えております。

○坂本幸一議長 高橋義明議員。

○14番 高橋義明議員 こういうものは順序があるとも思いますがけれども、いわゆる取り組みを進めていく中で、今回主張しておりますところの2つのセンサー、いわゆる獣を検知するセンサーと、それから捕獲を検知するセンサー、この2つを駆使することによって、特に獣検知センサーのほうでイノシシの行動パターンというものをより正確につかむことができるということによって、一斉駆除の計画が立てやすくなると。それから、わなを仕掛ける場所であるとか、そういう実際的な進め方の上にとって、非常に有益であるという研究データがあるわけですから、そういう意味でこのセンサーの設置を考えていただきたいということでございます。

「今後、調査・研究してまいります」というこの文言の中に全て包含されておりますので、これ以上の答えはないと。今すぐにやるつもりはないということでありますから、もうこれしかないなというふうに私も思いますが、現在のところ28年度からやろうとしておられる、試験的にもやろうとしておられることを、まずは市長も最初におっしゃられましたけれども、確認したいと思っておりますので、羅列をしていただきたいと思っております。

○坂本幸一議長 農林課長。

○前田豊孝農林課長 新たな対策としまして、先ほど市長の答弁にもございましたけれども、侵入防止柵、いわゆる簡易に設置し、園地・圃場への侵入を防ぐための侵入防止柵の設置、主に西日本で普及しているものでございますが、その試験導入、あと例えばサクランボ等の短期間に収穫等が集中するものに関して、忌避剤ということでヒトデの粉を使った忌避剤というものを、これは農家の方と一緒に連携して試験導入して効果を検証するということになっております。

○坂本幸一議長 高橋義明議員。

○14番 高橋義明議員 この2つだったんですかね。この2つだけだとすれば、ちょっとまだまだ足りないのかなというふうな気がしますけれども、この2つ以外にでも、もうできることがあればやっていただきたい。「今後、調査・研究してまいります」の今後というものはことしからも含まれるわけですので、ぜひ調査・研究をすぐにでもしていただきたいというふうに考えますが、この点についてはいかがでしょうか。

○坂本幸一議長 農林課長。

○前田豊孝農林課長 議員のおっしゃるとおり、

28年度から調査・研究ということで考えておりました、例えば議員御提案のセンサー関係につきましても、専門家の方なり、実際に捕獲等を担当する猟友会関係者、そのほかいわゆるセンサー関係の例えば業者等にお聞きしましても、その地域、地域に合った機材の提案というような形になりますので、その地域特性というものを踏まえた上でないと、導入について検討することができない部分ございますので、そういったことを含めての調査・研究でございます。

なお、それ以外の有害鳥獣防止策につきましても、これまでも超音波を使ったものとか、ヤシの油をつけた動物ロープとか、あとオオカミの尿による忌避剤とか、予算の範囲内でもできる新しい忌避剤をこれまでも幾つか検証しておりますけれども、なかなか特効的に効く防止策が見つからない状況でございますので、そういった新しい資材の試験も含めて調査・研究をやっていきたいと考えております。

○坂本幸一議長 高橋義明議員。

○14番 高橋義明議員 今、ニームもその中に入るのかなと思います。今の答弁の中で、ことしから早速地域特性を踏まえた調査・研究を始めるというような回答があったというふうに受けとめます。

そういうことで、センサーについては、関西のほうでたくさんの資料がございますけれども、やはりここにはこの、あるいは雪国には雪国の、そして山形には山形の特性によって、システムを変えるなり、あるいは合ったシステムを選ぶなりということが必要だというふうに思っておりますので、早速ことしから研究をなされるということが確認できました。

ワイン特区については、いわゆるワイナリー、このワイン・ブドウに対する取り組みの中で、

ワイナリー特区も考えるということでございます。これはほかからの移住者、それから自分たちの地域の地元の人、それぞれが取り組みやすいようになることでもあります。

そして、特区になれば、当然それが全国発信されるわけですから、移住も促進されると。いわゆるワインの郷づくりにとっては、非常に重要なポイントであると受けとめておりましたので、市長におかれましてはそのように進めていくというふうなことでありますのでね。そういうふうな受けとめさせていただいたところです。期待しております。

○坂本幸一議長 次に、11番枝松直樹議員。

〔11番 枝松直樹議員 登壇〕

○11番 枝松直樹議員 11番、会派野の花の枝松直樹でございます。

通告に従い、順次質問させていただきます。

最初に、市民サービス向上につながる職場環境づくりについてということで、ことし4月から導入予定の人事評価制度のあり方について、お伺いをいたします。

本市では、平成18年から人材育成のために、グループリーダーの主査級以上の行政職の職員を対象にした目標管理制度と、保育・消防・技能労務職を除く全職員を対象にした職務行動評価を行ってききましたが、平成26年5月14日に公布された「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律」により、全職員に対し人事評価を実施することが法的に義務づけられ、遅くとも本年4月から実施しなければならなくなりました。

この法律の運用通知が平成26年8月15日付で総務省から発出されておりますが、この中で、人事評価の評価手法について次のように述べております。「評価手法には、評価の分布制

限を設けず、評価基準の達成度を客観的に評価する絶対評価と、あらかじめ評価の分布率を定め、分布率に沿って相対的に評価する相対評価があるが、国においては、「能力評価」「業績評価」とも、他の職員との比較ではなく、評価項目や設定された目標に照らして、職員一人一人の職務遂行能力や勤務実績をできる限り客観的に把握し、適切に評価する趣旨から、絶対評価による評価を行っているところ。各地方公共団体においては、それぞれの実情に応じた評価手法により評価を実施すること」としております。

わざわざ国でやっている例を挙げておりますが、国家公務員は、既に平成21年度から人事評価制度を実施しております。評価手法は絶対評価を用いております。その理由は、さきの通知によれば、「他の職員との比較ではなく、評価項目や設定された目標に照らして、職員一人一人の職務遂行能力や勤務実績をできる限り客観的に把握し、適切に評価する趣旨から、絶対評価による評価を行っているところ」となっております。

ここで、平成26年2月7日に公表されました、総務省の「人事評価に関する検討会」の内容を引用して、国の人事評価の実態の一端を御紹介いたします。

総務省では、全府省を対象として、人事評価結果の分布、人事当局や職員向けアンケート、人事当局に対する個別ヒアリングにより、人事評価がどのように運用されているか、実態調査を行いました。

人事評価は、能力評価と業績評価の2つからなります。能力評価とは、求められる行動に対し能力が発揮されているか、発揮した能力の程度を評価することであり、業績評価とは、求められた役割を果たしたか、業績を評価するもの

とされており、それぞれ5段階で評価することになっております。

Sは特に優秀、Aは通常より優秀、Bは通常、Cは通常より物足りない、Dははるかに及ばないとなっておりますが、この分布結果は次のようになっていました。この評価期間は、平成23年10月から24年9月、業績評価の評価期間は、平成24年4月から同年9月となっておりますが、一般職員は、能力評価がS、一番いいSであります。5.8%、次、Aが53.8%、Bが39.8%、ここまでが通常以上ということになります。Cが0.5%、Dが0.1%。業績評価に至っては、Sが6.0%、Aが51.9%、Bが41.5%、Cが0.5%、Dが0.1%という結果でございました。幹部職員については、能力評価Aが85.7%、Bが14.3%、Cはゼロ%、業績評価については、Aが78.8%、Bが21.2%、Cはゼロ%という結果でございました。正直、私は驚いてしまいました。

次に、昨年3月に発表された、大阪府の平成26年度市町村課研修生卒業研究報告書「地方公務員法の改正に伴う人事評価制度のあり方について」という論文を引用いたします。

その中では、「人事評価は、評価することにより差をつけることが目的ではなく、人材育成のための重要なツールにほかなりません。被評価者の能力や仕事ぶりを評価して本人にフィードバックすることにより、職員の能力開発、人材育成につながり、被評価者を成長させ、組織の業績・成果を向上させていくために行うものです」、「評価者の中には、評価を行うことを目的とってしまう方も少なからずあらわれる可能性があります。人事評価を行う最大の目的は、評価した結果を今後の職員の能力開発、人材育

成につなげていくことにあります。そのために必要となってくるのは、評価結果を踏まえた的確なフォローアップだと考えます。面談時には、どのような点をどう改善すれば今後の業務に役立つか、そして職員のレベルアップに役立つかを評価者と被評価者で話し合うことが重要になります」と記載されております。

不公平な人事評価ほど、職員の意欲をそぐものはありません。

私が職員時代は、人事評価制度はありませんでした。しかし、昔の職員は働かなかつたのかといえば、そんなことはなく、住民のために働くという高い志を持って働いておりました。それでは、今の職員は、評価されない職員は能力を発揮しないのか、自分で自分を律して仕事をする能力が足りないのかといえば、そうではないと思います。

自分の能力を高め、各組織で高いパフォーマンスを発揮するには、今回のような人事評価制度の創設はなくともいいというのが私の意見ですが、本市の人事評価の制度設計はどのようなものか、伺います。

第1には、評価の目的と評価結果の活用はどのように考えておられるか、基本的な方針をお伺いいたします。

第2に、評価手法と開示方法です。

相対評価は、日本で真っ先に成果主義を導入した大手IT企業の例のように、職場に混乱と分断をもたらすことが懸念されます。ましてや、市役所という公務職場に導入すべきでないと考えますが、国と同様に絶対評価とするのか、見解をお伺いします。

また、評価結果を開示し、本人にフィードバックすることによって本人の気づきが得られ、職員の能力開発、人材育成、ひいては組織の活

性化に役立つと考えますが、評価結果の開示と本人へのフィードバックを行うかどうか、さらには評価結果や評価者に対する苦情を処理する窓口あるいは苦情解決委員会のような組織を設置することの考えがあるのかないのか、お伺いいたします。

第3に、制度発足に当たっては、労働組合との合意が必要と考えますが、どのような話し合いを行っているのか、また、制度発足後も随時労働組合の関与を確保し、職員から信頼される制度にしていくことが大事だと思いますが、見解を伺います。

第4に、1次評価者についてです。

この制度では、評価者・被評価者の双方に仕事量的にも精神的にも負担が大きいのですが、1次評価者について、労働組合員が評価者になるべきかどうかという問題があります。この点を緩和するために、被評価者と仕事上近い人、例えば係員に対して係長の意見を聞き、また、情報の提供を受けながら、管理職が1次評価者として評価する自治体も現存しております。仮に労働組合員が1次評価者になる場合であっても、最終的な評価結果に組合員が大きな責任を負うような制度は望ましくないと思いますが、見解を伺います。

最後に、評価の対象についてですが、正職員以外の臨時・非常勤職員までを対象とするのでしょうか。

以上、市長の見解を伺います。

次に、臨時・非常勤職員の待遇改善について伺います。

上山市役所には多くの正規職員以外の方が勤めておられ、その方々の存在がなければ、市役所は成り立っていかないと断言できます。理想は全員が正職員ですが、現状ではかないません。

ならば、少しでも臨時・非常勤の方々の待遇改善をすべきであろうという趣旨で質問を行います。

仕事はチームワークで行うものであり、職場の中に年収が倍以上違う人々がいては、チームワークをいい状態で維持していくには非常に困難が伴います。内心は自分の待遇に納得できない部分を持ちつつ、働いているという実態があると思うからです。市長も低賃金にある実態を御存じで改善を考えておられると思いますが、大胆に見直しをしてはいかがでしょうか。

第1にすべきことは、この職が正規職員でなくていいのかを改めて精査することであります。正規職員になじまない、あるいは仕事量が1人分ないなど、やむを得ない場合は非正規という選択もありますが、その際は、非正規で任用する法的な根拠を明確にしなければなりません。

本市では、非常勤職員と日々雇用職員取扱要綱が設定されておりますが、余りにも報酬及び賃金が低いと言わざるを得ません。国レベルにおいては、安倍総理が年内をめどに、同一労働同一賃金に向けての指針をつくるとの動きがあるようであり、デフレからの脱却が課題となっている昨今でもあり、大幅な報酬と賃金の改善をすべきと思いますが、市長の見解を伺います。

次に、雇用期間であります。

それぞれの取扱要綱では、雇用期間は5年間を超えないものとしていますが、経験を積み、人材として有能な方も多くおられることから、5年で切るのは本市にとって大きな損失ではないでしょうか。労働契約法の適用がなく、5年で期間のない雇用に移行するという法的根拠がないとすれば、本人の希望によって5年を超えて雇用することを積極的に進めてはいかがでしょうか。

でしょうか。この際は、昇給制度も当然ながら整備する必要があると思われま

すが、官製ワーキングプアという言葉がありますが、非常勤職員と日々雇用職員の中には、何とか待遇を上げてほしいという悲痛な声がありますので、市長の見解を伺います。

次に、事務事業の外部評価導入について伺います。

平成17年3月議会の一般質問において、「行政の透明性の確保について」という質問の中で、行政評価システムの確立について及び行政の説明責任についての2点を質問しておりますので、今回の質問は私自身2回目ということになります。

山形市ほか2町との合併が破談となって開催をいたしました、各地区の住民説明会での市民の発言を振り返ると、相手の立場を尊重しているなら到底出てこないような辛辣な、聞くにたえない言葉の数々がありました。私は、その声を聞いて、この先、上山市民と行政、そして議会が一体となったまちづくりができるのだろうかという暗い気持ちになったことを記憶しております。

これは、行政の意思決定のプロセス、経過と結果が市民に理解されていないことに起因していると考えられます。つまり、「市民一人一人がみずから考え行動して、自分たちのまちのことを自分たちで決めた」という自治の感覚を市民が持てないでいるからにほかなりません。

限られた財源の中で効率的な行政を行っていくには、選択と集中が必要です。住民の要求を調整しながら、客観的で公正な優先順位をつけて事業を行うことになるのですが、それを有効に行うツールとして、行政評価は位置づけるべきであります。

行政評価は、成果主義に基づいて、事業の必要性、コスト面からの効率性、有効性、公平性、そして優先性などを客観的に数値化し、市民に公表していくとともに、次年度の市政運営に反映させていこうとする、行政の透明性を確保する取り組みでもあります。一方で削減し、片方で垂れ流しでは、行政としての一体性、整合性がないということになりますし、市民への説明責任を果たす意味からも、事務事業評価は必要不可欠なことと思います。

本市でも、私の平成17年3月の一般質問以降、内部的な評価は行っておりますが、まだ外部評価は行っていません。職員だけの評価では甘くなりがちでありますので、外部の目で客観的な評価、納税者の視点に立った評価は有益と思います。市民の納得、信頼を得る行政を築くためにも導入すべきと思いますが、市長の見解を伺います。

山形県遊佐町では、平成22年度から町民の評価委員による外部評価制度を導入しており、毎年夏の定例行事になっております。それによりますと、26年度事業評価については、108の事業について評価したところ、「継続」と評価したのが、担当課では84.3%、外部評価では同じ108事業に対して64.8%であり、「改善」と評価したものが、担当課の12.0%に対して外部評価が31.5%でありました。つまり、外部評価で「継続」が減り、「改善」がふえたのでした。全体的に担当課より外部評価のほうが厳しい評価になっているのであります。この傾向はずっと続いているようですが、最近、一致率は向上していると伺っております。

このように、市民の行政への参加が促進されるという面でも意義のあることですから、本市

でもぜひ導入していただきたいと考えますが、市長の見解を伺って、第1問といたします。

○坂本幸一議長 11番枝松直樹議員の質問に対する答弁の前に、この際、10分間休憩いたします。

午後 2時03分 休憩

午後 2時13分 開議

○坂本幸一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番枝松直樹議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

[横戸長兵衛市長 登壇]

○横戸長兵衛市長 11番枝松直樹議員の御質問にお答えいたします。

初めに、人事評価制度の導入のあり方について申し上げます。

人事評価につきましては、公務能率の向上と人材の育成が大きな目的であり、公平で客観的かつ透明性を持った制度にすることが重要であります。

そのため、評価者訓練の実施や評価基準の公表、評価結果の開示と面談による育成、苦情処理体制の整備などを図ってまいります。

評価手法につきましては、原則、絶対評価を考えております。

また、職員団体とは話し合いを進めており、引き続き職員への十分な周知と相互の理解を深めながら、よりよい制度にしてまいります。

1次評価者につきましては、係員を育成する立場となる係長を充てる考えであります。評価結果に対する責任につきましては、管理職が負うものであります。

なお、臨時・非常勤職員につきましても、正職員に準じた手法を取り入れる考えであります。

次に、臨時・非常勤職員の待遇改善について申し上げます。

報酬と賃金の改善につきましては、非常勤職員の大部分及び日々雇用職員については、平成28年度から額の改定を予定しております。

報酬・賃金額につきましては、今後とも、近隣市の状況や市内経済情勢等を勘案しながら見直してまいります。

雇用期間につきましては、専門的な資格を要するなどの理由のほか、その職員が退職したことで欠員を容易に補充できないと判断する場合には、5年に限らないとしており、実情に応じて対処しているところであります。

次に、事務事業の外部評価導入について申し上げます。

事務事業の外部評価導入につきましては、経営的かつ客観的視点に立った行政運営を実施する上で重要であることを認識しております。

平成28年度からは、外部検証機関を立ち上げ、「上山市まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「第7次上山市振興計画」の進捗管理と一体的に外部評価を導入してまいります。

○坂本幸一議長 枝松直樹議員。

○11番 枝松直樹議員 まず、最初に伺っておきたいのは、今まで、平成18年度から本市では目標管理制度、職務行動評価等を行っておりますが、その今までやってきたものに対する評価というのはどのようなものだったのかなど。成果と課題を整理されておれば、ぜひ教えていただきたいと思っておりますし、今回の人事評価制度、新たにやるものとの一番の違いというのは何なのか、伺っておきたいと思っております。

○坂本幸一議長 庶務課長。

○鈴木英夫庶務課長 まず、これまで行ってきました人材育成制度の成果と課題ということで

申し上げますが、成果につきましては、いわゆる期首、期末、それから中間面談ということで、年間三度の面談を実施しております。期首には目標の設定、中間でその目標の見直し・確認、期末でその振り返りをしまして、目標達成がもしできなかった場合には、なぜそうなったのかということをお反省あるいは振り返りをしまして、上司が部下に対しましてアドバイスをするというような形で人材育成を図ってきたところでございます。そういった面では、一定の成果が上げられてきたのかなというふうなことで考えてございます。

それから、課題につきましては、4点ほどございまして、議員の御質問の中にもございましたが、一部の職員の実施にとどまったということで、全体化されていなかったということでございます。これにつきましては、特に最近若手職員が入ってきてございまして、今までですと一般行政職の場合ですと、40代半ばくらい以上の方しか対象になっておりませんので、その辺大きな課題かなというように考えてございます。

それから、もう1点が、いわゆる大きな部署、課の人数が多い部署では、課長が面談をする時間を持ってないということでございます。それが2点目でございます。

それから、3点目につきましては、評価結果につきましては、基本的には給与等には全然反映しないというような中身でありますので、実質的になあなあといいたいまいしょうか、緊張感がないようなことも中にはあったのかなというふうに考えられるところでございます。

4点目でございますが、部署によっては、振興計画あるいは各課で定めております個別計画に基づかないで目標を設定しているというよう

な状況もございまして、いわゆる同じベクトルを向いていないようなこともあったのかなというふうなことで、4点ほど課題があるかと思えます。

それから、これから新たに作る制度とどこが一番違うかというところでございますが、今申し上げた4点が、その裏返しでよくなるというところでございます。

○坂本幸一議長 枝松直樹議員。

○11番 枝松直樹議員 今まで一部の職員にとどまっていたものを全職員にやると。そして、目標設定もそれぞれ各課によって食い違っていたものが一体化なるというように、今認識をしたところでありますが、実は先ほど第1問でも申し上げたんですが、ある大手ITメーカーですね。日本のリーディング・カンパニーと言われた会社は、1993年に成果主義を導入いたしました。相対評価であります。結果、社員の士気が上がると思ったのが下がって、業績は業界でもがた落ちになりました。社内が大混乱をいたしまして、当時人事部に所属していたその評価を担当していた城繁幸という方が、「成果主義の崩壊」という本を出しました。私も手にとってそれを読んだのですが、こんなことが書いてありました。

「成果主義を入れると、会社全社員のモチベーションの総量は確実に下がります。成果主義のもとでは、高い評価と低い評価にそれぞれ集中してしまいます。ですから、低い評価の人のモチベーションはぐっと下がるんですね」と。「仕事はチームでやるものですから、もし彼らのやる気がなくなったら、優秀な人にも負荷がかかってきますね。優秀な人、いまいちな人がいて、優秀な人が成果を出すためには、いまいちな人が縁の下の力持ちになっていたとい

う事例が結構あります」と。仕事はチームワークですから、いろいろな能力の人がいて、一番下の、一番下と言うと言い方悪いですね。いまいちな人でもしっかりそれなりの組織の中では力があって、そういう優秀な人が活躍できた、こういう話でありまして、私も自分の経験上も「あ、なるほどな」と思ったところでもあります。

このほか、成果主義、相対評価のマイナス面としては、職員が市民よりも評価者の目を気にして仕事をするようになるということも、私どもは危惧をしているところでもありますし、そういう指摘もございまして。つまり、市民サービスの向上より、評価項目を上げるということに気持ちは行ってしまふんじゃないかという懸念があります。

それから、心配なこととしては、評価者の習熟度、いわゆるなれるというか、テクニック、スキルが向上するまでには相当な期間が要すると思われまして。そして、評価のばらつきということも懸念されます。ですから、評価者の評価に信頼が置けるようになるまでには、先ほど市長からも公平、公正、客観性というようなことがございましたけれども、この制度が信頼されるような制度になるまでには、やはり雇用、給与あるいは昇格、昇級への反映というのは、かえって職員のモチベーションの減になるのではないかと、こんなことが心配されまして、本来の目的であるはずの人材育成、あるいは能力開発に逆行しないかということが心配されるわけでもあります。この絶対評価ということが第1問で回答で示されたわけではありますが、安易な評価結果の反映というのはすべきではないと思っておりますけれども、私が以上述べたようなこの4月からの新人事評価システムの導入に当たっての懸念について、市長としてお考えがあれば、お

持ちでしたらぜひ開陳をしていただきたいと思います。

○坂本幸一議長 市長。

○横戸長兵衛市長 改革をしていくとか、新たな事業を展開していくというときには、必ず心配とか課題はつきものでございまして。これをどうやってやっていくかということが、我々に課せられているわけございまして、また、これは法的にもやっていかなければならないということですから、課長が答弁したような課題、あるいは議員が危惧した点、そういったものをはり洗いざらいしながら、評価が評価でなくなるようなことはすべきでないと思っておりますし、ただ、先ほどの例に挙げた企業が必ずしもそうではないと。本を書いたからそれが絶対的だというものではないわけで、民間企業と行政との違いもございまして。そういうことをやはりきちっと精査して、この制度を導入していきたいというふうに考えております。

○坂本幸一議長 枝松直樹議員。

○11番 枝松直樹議員 それでは、ここで市長の人材育成に対する姿勢というか、基本的な方針にかかわることだと思うんですが、ちょっと紹介をさせていただいて、それにどうお考えなのか、お伺いしたいと思うんですけれども、堀場製作所というところがありまして、企業。堀場雅夫という人が創業者なんですけれども、その社是は「おもしろおかしく仕事をする」ということのようにあります。彼は次のように

「不公平な人事評価ほど、社員の意欲をそぐものはない」と、「評価の納得感を高めるには、失敗や欠点を見ないのが一番だ。そうすれば、社員はみるみる成長し、会社ももうかる。中小企業は大企業に比べて給与水準は低い、金額

は問題にならない。「何であいつのほうが能力が劣るのに、俺より給料が高いんや」と、評価に不満を持つと、仕事はとたんにつまらなくなる。この不公平感をもたらす原因は、マイナス評価にある」と。そんなことで、堀場製作所では、仕事上のミスや能力上の欠点など、社員のマイナス面を記入する欄を評価シートから全てなくして、新しいアイデアを出したとか、どれだけ積極的に行動したか、プラス面だけを評価するようにしたということです。

「ポジティブな面をしっかりと見て、思う存分伸ばしてやったほうが、本人は元気が出るし、会社ももうかる」と。堀場製作所も評価の仕組みを変えてから、社内の雰囲気が一層明るくなって前向きになったということでもあります。

「ほめて育てる」という言葉がありますけれども、このような堀場式と申しましょうか、考え方については、市長の人材育成の観点ではどのようになりますでしょうか。

○坂本幸一議長 市長。

○横戸長兵衛市長 多分、これはものづくり産業だと思います。ですから、直接的に項目は当てはまらないと、行政には。ただ、私が言いたいのは、枝松議員の考え方を私に聞いてほしい。

○坂本幸一議長 枝松直樹議員。

○11番 枝松直樹議員 いや、私はこの人に共感しているから言っているのでありまして、ですからその職員のそれぞれ持っているいいところ、これは民間と公務職場でも若干違いはあると思いますけれども、やはりほめて育てるといふこのやり方に対して私は共感をしているから、市長に聞いているんですが。

○坂本幸一議長 市長。

○横戸長兵衛市長 それは私も同感でございます。

○坂本幸一議長 枝松直樹議員。

○11番 枝松直樹議員 さて、労働組合ともお話し合いをしているというようなことでありまして、市長もうまくやってくれるとは思いますが、国会でも新藤総務大臣、これは2014年ですから、去年、おとしですかね。第86回の通常国会の参議院総務委員会で、次のように発言しております。

「人事評価の制度の導入に当たっては、各地方公共団体において、評価の透明性、それから客観性、そして納得性を確保するための枠組みを、これを適切に構築されたいと、このように考えております」と。そして途中飛ばしまして、「その際に、職員を初めとして十分な周知と相互の理解、こういったものをぜひ進めていただきたい」と、このように述べているわけでありまして、第1問に対する市長の回答からすると、十分この点は懸念しなくてもいいのかなと思っておりますが、この新藤総務大臣の答弁のような中身で、理解で市長も進めるということでしょうか。

○坂本幸一議長 市長。

○横戸長兵衛市長 先ほどの外部評価のところ、職員は甘くなるという枝松議員の表現がありますけれども、私は職員を信じています。そして、やはり職員というのは、上山市役所に入って頑張ろうというように入ってきている人たちなんです。誰もほかから「職員になれ」なんて言われて入ってきた人は一人もおりません。ですから、そういうものはやはりきちっと信頼をして、そして職員が働きやすい環境づくりをするというのが、私の仕事ですから。ですから、そういったえこひいきとか何とか、あるいは評価が曲がっているとか、そういうことは私も大嫌いでございますから、そういうことは一切ご

ざいませぬ。

○坂本幸一議長 枝松直樹議員。

○11番 枝松直樹議員 私が論されているような中身の答弁でありましたが、ぜひそのようにしっかりそこはやっていただけるとよろしいかというふうに思います。

昨今の状況なんです、人事評価というものに対して、廃止をする企業なども出てきていると聞いております。理由は、莫大な時間と人件費をかけるだけの価値がそこにあるのかということが1つと、やはり社員の不安をおおたりして、チームワークが崩れるというようなこと、そんなことから廃止するかわりに、人事評価にかえて定期的なコーチングといいまして、上司が部下を、先ほど庶務課長からもお話がありましたけれども、上司と部下の対話の機会を設けるという取り組みで、人事評価をやめてそちらにかえる。そして、一定の手応えを感じているという企業もあるということですが、まずは法律的にはやらなければいけないということとなっておりますので、先ほど市長からあったような趣旨で、ぜひここは労働組合とも十分話をしていただきながら、信頼できるシステムにしていただきたいなど、これはお願いいたします。

それで、次に、日々雇用・非常勤職員の待遇改善であります、改定をするというようなお話が先ほどあったんですけれども、28年度から、どの程度の水準というようなことは、今この場で申し上げることはできるのでしょうか。

○坂本幸一議長 庶務課長。

○鈴木英夫庶務課長 基本的には平成28年度の当初予算に入っておりますが、その細かいところについてここで申し上げたいと思います。

まず、日々雇用職員の事務につきましては、

今まで1日5,700円だったものが、300円改定しまして1日6,000円、あと保育士につきましては、6,800円だったのが200円改定しまして7,000円に予算計上しているところでございます。それから、非常勤職員につきましては、報酬の額に応じまして、13万円までは月額2,000円の改定、15万円までは月額1,000円の改定、15万円以上は改定なしというような内容になってございます。

○坂本幸一議長 枝松直樹議員。

○11番 枝松直樹議員 わかりました。

それでも私はまだ少ないかなと思っているんですが、賃金の水準の低さとあわせて、やはりいつまで勤めていられるのかなという不安感が常にありまして、先ほど市長から、5年というのは原則であるんだけど、それを超えてもその人でないとなかなか後任がいなくてその職責が全うできないようなポストと限定されておりましたが、これをもうちょっと期間を外してやるということについては、どうですかね。

例えば、一つには、1階にもカウンターに結構相談員という名のつく方がいらして、職員よりもやはりひよっとすると法律の知識もあって、なかなかいい仕事をしているという方がいらっしゃる。それから、公民館についても推進員で直営の公民館についても10年以上いる人がいる。ただ、10年間給料は一緒。昇給しません。1年生で入ってきた人と同額と。

そんなこともあって、それなりのこの仕事に対する意欲、インセンティブを与えるような意味でも、5年を超えても彼女たちは希望をしているでしょうから、一定の割合で上がるとか、そういった仕組みがあったほうが、より能率が上がる仕事をしてくれると思うんですけれども、

その辺はいかがでしょうかね。

○坂本幸一議長 市長。

○横戸長兵衛市長 5年を過ぎても、優秀な方もおられますし、また、そうでない方もおられるかもしれません。ですから、そういう方については新しい方が入れるようなことも大事であるわけですので、その辺は今回は5年を過ぎてもというようなことで、一般論的な形で答弁をさせていただきましたけれども、先ほど例に挙げられたような部署もあるわけですので、やはり今後改めて検討していかなければならないというように考えております。

○坂本幸一議長 枝松直樹議員。

○11番 枝松直樹議員 本来、全員が正職員であれば、何らそういったことはないわけですが、やはり勤務実態が職員と余り違わないと。差をつけるために時間数をちょっと減じたりしているけれども、やっている職務内容は変わらないものもあると私は思っております。

ですから、その常勤性とか、恒常性があるのだとすれば、ぜひ本当は正職員に置きかえていただきたいというのが希望でありますけれども、ぜひそこもなかなか定数繰り入れが難しいとすれば、やはり期間について配慮をしていただきたいし、年数に応じて上がっていくような給与システム、これは報酬というんでしょうけれども、仕組みにしてほしいなと思っておりますけれども、そこまでも現時点では何とも言えないですか。何か少し展望みたいなものを持っていただければありがたいんですけどもね。

○坂本幸一議長 庶務課長。

○鈴木英夫庶務課長 基本的な考え方は市長からお示しさせていただいたとおりでございますけれども、ただ、原則もございまして、総務省の考え方でありまして、いわゆる非常勤

あるいは臨時の職員につきましては、基本的には1年という総務省の考え方でございます。法律にはございませんけれども、そうした中で、今申し上げたように5年まで延長できるというような考え方で説明している自治体が半数以上ありますけれども、そういった中で1年ごとにリセットするというような方針でもございますので、年々上がっていくということは、これは今の地方公務員法上難しいのかなと思います。

○坂本幸一議長 市長。

○横戸長兵衛市長 そういう頑張っている職員には、年齢制限もありますけれども、ぜひ市役所の職員に応募していただいて、そして正職員になって頑張っていただきたい。臨時職員とか、パートで来ておる方で、職員採用試験に応募した方も何人かおられますので、そういった道も一つあるということだけは御承知願いたいと思います。

○坂本幸一議長 枝松直樹議員。

○11番 枝松直樹議員 1年ごとのリセットということでもありますから、そこは制度的な問題という、法的な問題もあるでしょうが、日々雇用職員の任用の根拠は、上山市においては地方公務員法第3条第3項第3号というようになっているはずなんですね。取扱要綱にはそう書いてあります。

ところが、ここは読んでいきますと、法の趣旨はどうも実態と違うのかなというふうに思うところはありまして、この今雇用している非常勤職員は、地方公務員法第3条第3項第3号によって採用されているにもかかわらず、地方公務員法の適用除外という項に当てはまるという摩訶不思議な法体系のはざまにある存在なんですね。これはここで法律論争するつもりはございませんけれども、極めて制度的に曖昧なもの

でありますし、そこはぜひ勘案をしていただいて、今後の人事、本人の仕事がやりやすく、さらにそれが市民サービスの向上につながるという方向に検討を加えていただいて、28年度以降も改善を加えていただければありがたいと思っておりますが、まずそこは答弁はなしということで。

最後の項目になりますが、外部評価であります。私も遊佐町のものを見させていただいて、やはり職員と町民の目、そこには差があったと。だんだんそれがでも一致率が近くなってきたということでありまして、本市においては、新年度からやると。その組織は、先ほどの説明では、まち・ひと・しごと創生総合戦略と第7次振興計画、その進捗をあわせ持って本市の事務事業の評価という、もうみんな一緒にやると、こういう考え方でよろしいんですかね。そのメンバー構成はそうするとどうなるんでしょうかね。

○坂本幸一議長 市政戦略課長。

○鈴木直美市政戦略課長 外部の検証機関のメンバーにつきましては、27年度に策定いたしました、まち・ひと・しごと創生総合戦略と第7次上山市振興計画を策定したメンバー、つまり振興審議会と総合戦略の推進会議のメンバーの方々から選びたいと考えております。

評価方法につきましては、総合戦略と第7次振興計画の進捗管理のほかに、事務事業評価は別に評価をいたしますが、評価をする組織としては同じ組織でしたいと考えております。

○坂本幸一議長 枝松直樹議員。

○11番 枝松直樹議員 私が最初に質問したのが平成17年の3月ですから、以来、11年なんですね。あのときは新年度においてワーキングチームを立ち上げて、外部評価とは言わな

かったんですけども、手始めには内部の事務事業評価をやりたいという、当時の阿部市長の答弁があって、11年間の中でやはりいろいろな世の中の変化もあって、そういった外部評価もやるということになって、これについては喜ばしいことだと思いますが、遊佐町でさえ108事業を評価している。班に分けてですね。うちの場合ですと、もっともっと評価も多岐にわたるし、7次振、そしてまち・ひと・しごととなると、何かボリューム的にやり切れるのかなという、これだけでもう腹いっぱいになって、日ごろの通常の業務がおろそかになりはしないかと。そのほかに人事評価もやらなければいけないといったら、もう管理職なんか大変じゃないかなと思って見ているんですが、その辺で私の心配は杞憂に終わるものでしょうか。

○坂本幸一議長 市政戦略課長。

○鈴木直美市政戦略課長 事務事業評価につきましては、今の手法として始めたのが26年度、27年度でございますが、28年度の事務事業評価のやり方につきましては、これまでとまたやり方を見直しまして、現在、予算の要求であったり、事業査定、こういったものと一体的な作業ができるようなトータルシステムの構築を今進めておりますので、これまで同様の負担というよりも、さらに効率化していくことを今進めております。

○坂本幸一議長 枝松直樹議員。

○11番 枝松直樹議員 効率化ということで、今話がありました。それ以上私は言いませんが、私が職員時代に比べると、職員の今の数は100人ぐらい減っているんでしょうかね。でも、事務量はどうかというと、減っているどころか、同じか、もっとひよっとしたらふえているんじゃないかと思って、この間いろいろこの質問を

する上で、いろいろな部署の話などもちょっと調べてみたんですけれども、本当に職員の負荷が大変だというふうに、私は印象を持ったところであります。

ですから、市長も、これ以上職員を減らすという考えは多分ないんだと思いますけれども、何とか計画とか次々に出てきて、本当に今の管理職初め一線の職員も、双方が大変な思いをしているというふうなことについては、最後の質問になりますけれども、市長は今の職場実態をどんなふうに捉えておられますか。

○坂本幸一議長 市長。

○横戸長兵衛市長 今、各自治体もいろいろな政策を展開しておりますし、特に人口減少問題とか、少子高齢化、大変な時代でございます。

ただ、先ほど枝松議員も質問の中でありました選択と集中ということもありましたし、スクラップ・アンド・ビルドもありましょうし、やはり時代の流れの中で、今何が求められているかということに集中する、重点を置く。そして、やはり事業展開でも、例えば補助制度にしても、例えば5年間やったものについては、あとは自助努力してもらおうとか、やはりそういった見きわめというものをしていかないと、どんどん、どんどん抱えてくるわけですから、幾ら人がおっても足りないということになるわけですから、これはやはりそういったことをまず一つには心がけていくということが大事だと思いますね。

あと、やはり職員一人一人の能力と同時に、各課、各係が、あるいはそれぞれの方々が協調性を持って、お互いに情報の提供とか、あるいはコミュニケーションをしっかり持つとか、やはりそういった職場改革といいたいでしょうか、そういうこともあわせてやっていかなければならないのではないかなと思っています。

ただ、よく言われます人口100人当たり職員1人とよく言われますが、そのあたりは大体そんなに外れてはないかなというように思っておりますけれども、ただ、先ほど申し上げましたように、一人一人の職員のスキルアップ、能力アップ、そのためにはやはり人材育成だと思いますし、そういったことも踏まえながら、まず職員に頑張っていただくと同時に、職場環境もしっかりと整えていくということがより大事だなと思っています。

○坂本幸一議長 枝松直樹議員。

○11番 枝松直樹議員 それでは、ぜひ職員を大事にして信頼していただいて、これからも事務事業をやっていただきたいと思います。

○坂本幸一議長 次に、1番守岡等議員。

〔1番 守岡 等議員 登壇〕

○1番 守岡 等議員 議席番号1番、日本共産党議員団の守岡等です。

私は、TPPと生活困窮者への支援強化について、質問させていただきます。

最初に、TPP（環太平洋パートナーシップ協定）に対する評価について質問いたします。

昨年10月5日にTPPが大筋合意に達し、ことしの2月2日には、内閣官房TPP対策本部よりTPP協定（仮訳文）が公表され、部分的とはいえ、ようやくTPPの概要が見えてきました。

この内容は、農業にとどまらず、国民生活全体に影響を及ぼすものであり、上山市民の生活にも大きな影響を与える看過できない問題だと考え、市長のTPPに対する評価、所見について質問をさせていただきます。

これまで私が調査した、各分野を横断するTPPの主な特徴や影響について、指摘したいと思います。

第1に、TPPには、サービス市場のネガティブリストの特徴がございます。開放しない分野だけを指定する条項で、特定の分野を指摘するポジティブリスト方式と違い、事実上全てのサービス市場を開放するものです。協定書で取り上げられないさまざまなサービス、農産物、公的サービスなどの際限のない自由化、市場化につながります。

例えば、これまでのWTOあるいは4カ国TPPの条文では、自国の農業保護のための補助金は認めるものの、輸出補助金は禁止するということになっています。

今回のTPPでこの補助金がネガティブリストに入っていないければ、輸出補助金に限らず、国内農業保護の全ての補助金はその対象になる可能性もあります。実際、今回の協定書のネガティブリストに、「現行の我が国の漁業補助金は、禁止補助金に該当せず、政策決定権を維持」とあり、農業補助金については触れられていないことから、当市で実施している補助金も禁止補助金となる危険性があります。

また、ラチェット条項という特徴があります。ラチェットとは、逆回転を防止する爪歯車のことですが、一度開放された水準は、いかなる場合も逆に戻せないという条項です。日本は、社会事業サービス（保健、社会保障、社会保険等）や初等・中等教育などについては「将来留保」を行い、ラチェット条項は適用されないと政府は説明していますが、しかし、例えば後で述べる医療については、TPPの対象ではないとされていたものが、公的機関や金融機関と競争する場合は例外的に対象に含まれるなど、流動的な要素が含まれています。

次に、投資家と国家間紛争解決（ISDS）手続の問題です。これは、例えば日本に投資し

ている外国の企業が、日本の法律、裁判、行政によって被害を受けたと判断するときに、国際仲裁裁判所に訴えることができるという制度です。ISD条項を利用した大国の巨大企業の振る舞いが各地で問題になっており、そのことが日本にも大きな影響をもたらすのではないかとことです。たばこの健康被害を指摘する広告がたばこ会社に損害を与えたと、その国を訴えたたばこ企業もあるほどです。

また、TPPには「内国民待遇」の要素があります。協定書でも冒頭第2章でまず出てきた後、かなりの頻度でこの言葉が出てきますが、これは日本と同様に相手国の人や企業を扱うということです。例えば、豚肉の生産者が赤字経営に陥った場合に、その赤字を国と農家でつくる積立金から補填する制度を法制化して恒久的な措置にすることは、えこひいきに当たり、もしも積立金から補填するのなら、アメリカやオーストラリアなどその他の国の農家にも補填しないと協定違反になるというものです。

さらに、TPPは「秘密性」の特徴があります。TPPは、参加を決めた後にしか全容がわからないシステムです。2月2日に内閣官房TPP対策本部からようやく出された仮訳文は、協定全文のほんの一部にすぎません。いずれは協定文の全文が示されると思いますが、その条文の背景説明を求めた場合でも、交渉経過は4年間秘密なので、本質的な部分はばかされる危険性があります。国民が真実を知らされないままに国会で批准し、後で見るような国民生活破壊の政策が進行していく危険性があります。

加えて、営利化の特性があり、国民生活のあらゆる分野が市場化、営利主義の影響を受けます。そして、それらを保護しようとする政策を抑制し、多国籍企業の利益確保がTPPの目的

だといえます。

TPPの範囲は30セクションにも及び、当市の農業や各分野に多大なる影響を与えることが予想され、農業従事者を初め、多くの市民がTPPに対する言い知れぬ不安を抱えています。TPPの概要が見えてきた現在、TPPに対する市長の評価、所見についてお伺いします。

次に、TPPの影響が大きい本市農産物への影響試算について質問します。

農林水産物で「重要品目は除外」と国会決議しながら、重要5品目に含まれる関税分類上の細目586品目のうち174品目、約30%の関税を撤廃し、残りは関税削減してしまい、上山市の農業にも大きな影響を及ぼします。

米については、アメリカ、オーストラリアにアメリカ産コシヒカリなど選択の自由のあるSBS方式の国別輸入枠が新たに設定されました。政府は、「政府備蓄米の運営を見直し、国別枠の輸入量に相当する国産米を備蓄米として買い入れる」としていますが、それでも価格低下は避けられず、国産主食用米の需給と価格に打撃的な影響を及ぼすことは必至です。

秘密主義で進行していたTPP交渉ですが、大筋合意で突然、サクランボ、リンゴ、ブドウなどの関税撤廃も出され、上山市の農業に大変な影響を及ぼします。TPPの実害が発生するのは先のことですが、現在も農業をめぐっては厳しい状況にあります。2015年農林業センサスの概要が公表されましたが、20%に迫る農家減少率となっており、期を追うごとにその数値が高まっています。また、70歳代前半の農業就業人口の落ち込みが激しくなっており、前世代からの人口繰り込み（農業継続）が減り、リタイアが増大しています。

今回のTPPは、中高年農業者に離農を決意

させ、青年農業者の将来展望を失わせるものになるのは必至であり、上山市の農業、関連産業、雇用など多方面に影響が及びます。食の安全性についても、米国は「日本が科学的根拠に基づかない国際基準以上の厳しい措置を採用しているのを国際基準に合わせる」と主張しています。例えば、BSE（牛海綿状脳症）に伴う牛肉の輸入基準は、既に20カ月齢から30カ月齢まで緩めています。国際基準では、BSE清浄国に対しては月齢制限そのものが必要ないことになっているので、間もなく月齢制限の撤廃を米国は要求してくるでしょう。

また、遺伝子組み換えについても、「TPP協定の概要」では、遺伝子組み換えの承認促進や違法な遺伝子組み換え種の混入についての規制緩和、バイオ企業が作業部会に参加することなどを規定しました。このままいけば、遺伝子組み換え食品が当然のように入ってきます。そして、日本政府が安全性のために行ってきた食品表示は、「表示義務のないアメリカの商品に対する差別的扱いである」として、米国企業に訴えられる可能性があり、表示を中止しなければなりません。私たちは、遺伝子組み換え食品だけでなく、どんな添加物が入っているのかわからない食品を買わされてしまいます。

とりわけ、学校給食の食材選びで影響が出てきます。安全な食材を提供しようとしても、表示することができない、あるいは地産地消で賄おうとしたら、差別的待遇だと外国企業から訴えられる可能性も出てくるのです。

このように、TPPによって本市の農産物や食の安全を取り巻く状況が厳しさを増していき、本市の農産物生産への影響額がどれぐらいになるのか、試算している数値があれば、お伺いします。

次に、対策本部の設置について質問いたします。

各分野に多様な影響を及ぼすTPPですが、最も国民生活に影響してくるのが医療の分野です。現在出されている協定文では、医薬品、医療機器で日本の基準変更を要求しています。具体的には、「医薬品及び医療機器に対する承認手続の透明性確保を明確に規定せよ」ということで、特許期間の延長や薬価を決める中央社会保険医療審議会に、米国製薬業界の人に意見提出をする機会を与えています。当然のことながら、米国の製薬業界代表は、特許権をもとに独占価格の設定を迫り、それが認められなければISD条項による損害賠償を日本政府に求めてきます。今、当市の医療機関においても、なるべく安いジェネリック医薬品の使用を進めています。TPPはこうした医療努力を無に帰すものであります。

恐らく今後は、外国の高い薬や医療機器がどんどん日本の医療市場に出回り、その結果、我が国の医療費を圧迫し、全ての医療を保険でカバーすることはできなくなるでしょう。その結果、高度な医療は自費でお願いしますということになり、混合診療の解禁と民間医療保険が進出してきます。既に保険外併用療養費ということで混合診療の部分的解禁が進んでいます。外国人の健診を目的とした医療ツーリズムも県外で広がっています。お隣の仙台市でも、樹状細胞ワクチン療法という一種の免疫療法が自由診療として行われており、治療費はセット料金で190万円であることがホームページで堂々と紹介されています。今後こうした方向が進めば、高度な先進的医療はお金のある人だけが受けられ、お金のない人はますます医療から遠ざけられる医療格差が進行してしまいます。また、高

度機能医療は都市部に集中し、地方との格差はますます拡大し、当市の地域医療にも少なからぬ影響を与えるでしょう。

また、現在でも、国が公共事業を発注したり物品を購入する際に外国の企業参入は可能ですが、TPPでは、入札における内国民待遇や地方も含む適用範囲の拡大、そして情報の公表を規定しています。現在公表されている資料では、政令市までが対象となっていますが、今後対象が拡大される可能性は残っており、対象が拡大されれば上市市にとっても次のような影響が予想されます。

WTO基準では、国際入札の下限額は、建設サービスで国6億9,000万円、地方23億円で、設計など技術サービスの場合はそれぞれ10分の1の金額になっています。これが2006年の4カ国TPPでは、国、地方にかかわらず、下限額は建設サービス7億6,500万円、技術サービス750万円となっており、市町村が設計、規格、調査などの作業を外部に委託する例がふえており、国際入札の対象になる場合がふえてきます。国際入札に当たっては、英語などで対象国に通知することが義務づけられ、膨大な事務作業が発生します。外国企業の参入により、地元の中小企業や自営業者の経営が圧迫されます。これまで地域経済の循環、地域振興を図るために地元業者への優先発注や、産業振興に向けたさまざまな対策がとられてきましたが、TPPによってそれらが基本原則に反ずるとして排除される可能性が生まれます。

また、外国企業の参入に伴い、人件費の安い外国人労働者が流入し、地元労働者の賃金低下にもつながります。

このように各分野に大きな影響を及ぼすTPPですが、このTPPの先行モデルといわれる

米韓F T Aによって、韓国がいかに深刻な打撃を受けているかを見ておく必要があると考えています。

昨年11月に、韓国のソン・キホ弁護士が来日し、米韓F T Aの惨状を明らかにしました。F T A発効から1年で、畜産業の7割が廃業しました。2014年の米国からの農畜産物輸入額、これは穀物を除いたものですが、F T A発効前と比べて72.3%も増加しましたが、関税の撤廃された米国产輸入品の流通価格はほとんど変動していないそうです。消費者にとっても恩恵はないということです。

医療分野では、「独立医薬検討体制」が構築され、医薬会社の意見を酌み取るようになり、医薬品の価格が上昇しています。さらに、医療特区においては、株式会社の大規模病院が建設され、自由診療が行われています。

I S D条項についても、外国投資家の圧力により電力や鉄道料金が値上げされただけでなく、韓国内の土地や建物、銀行の売買で巨額の利益を出した米国の投資ヘッジファンドに課税を課そうとしたところ、逆にI S D条項で訴えられるという出来事がありました。この出来事は韓国政府の政策に萎縮効果をもたらし、これまで75の法律が制定、改定されているそうです。それは地方行政にも影響を与え、ソウル市は学校給食に遺伝子組み換え食品を使ってはならないとする条例が、米韓F T A違反に当たるということを発表し、変更を余儀なくされているとのことでした。

このように、T P Pはあらゆる分野に市場原理を持ち込み、国民の生活や経済活動に大きな影響をもたらすものです。政府は、昨年10月9日に「T P P総合対策本部」を設置し、T P Pを活用した新たな市場開拓とともに、農林水

産業を初めT P Pの影響に関する国民の不安の払拭を図るとしてはいますが、合意内容の詳細やその影響等についての情報開示はいまだ十分とはいえ、対策も見えないことから、市民の間に不安が高まっています。

こうした状況の中、上山市独自の対策強化として、総合的に各課を横断し、農協、医師会など関係分野の有識者も交えたT P P対策本部を設置し、県とも足並みをそろえながら対策をより強化していく必要があると考えます。市長の御所見をお伺いします。

次に、生活困窮者への支援強化についてです。

まず、緊急避難所、フードバンクの整備について質問いたします。

日々の議員活動、生活相談の中で、格差、貧困が進行していることを実感しています。高齢者、障がい者、病人などに特に顕著にあらわれています。当市におかれましては、福祉事務所や地域包括支援センター、社会福祉協議会などの職員の献身的な奮闘で最低限度の生活が送れるよう御支援いただき、心から感謝申し上げます。

しかし、当市においても、まだまだ生活保護の保護率、捕捉率が低い状態にあります。本来であれば生活保護の対象でありながら、さまざまな理由で制度を利用していない方が数多くいます。地域や親族の支援があればいいのですが、そうした支援も受けられず、孤立している方々も多いように見受けられます。これまでの事例を経験し、改善すべきと感じた事項についてお伺いします。

失業者やシングルマザーなど生活困窮者を対象にした緊急避難所の設置、フードバンクなどの食糧支援を行う必要があります。市内の業者や団体とも協力しながら、市の責任でこうした

緊急対応のシステムを整備していく必要があるのではないのでしょうか。生活困窮者を対象にした緊急避難所、フードバンクの整備について、市長の御所見をお伺いします。

次に、生活保護に至る前の段階の方への緊急的な支援です。

現在、当市においても、生活保護に至る前の段階の方が見受けられ、最も困難な状況にあります。本市としても、生活困窮者自立支援法に基づいて相談支援事業等を行っていますが、今後、さらに居住確保支援、就労支援、緊急的な支援などを整備すべきだと考えます。特に、緊急的な支援として、手持ちの生活費のない緊急性のある人に対しては、手続を簡素化して、その日の生活費を貸し付ける制度の創設を提案します。市長の御所見をお伺いいたして、第1問とします。

○坂本幸一議長 市長。

[横戸長兵衛市長 登壇]

○横戸長兵衛市長 1番守岡等議員の御質問にお答えいたします。

初めに、TPPの評価について申し上げます。

TPPにつきましては、農林業分野を初め、商工業分野や医療分野など影響が多岐にわたり、各分野においてメリットとデメリットがあることから、一概に悪影響だけではないと考えておりますが、今後とも国の動向を注視してまいります。

次に、本市農産物への影響試算について申し上げます。

TPPによる本市農産物への影響試算につきましては、大筋合意の内容が全て明らかにされておらず、影響範囲や試算するための数値が不確定でありますので、本市独自の影響試算はできない状況にあります。

なお、本市農産物への影響が明らかになった場合には、国や県との連携を密にして、迅速に対応してまいります。

次に、対策本部の設置について申し上げます。

TPP対策につきましては、本市の産業を強靱で競争力のあるものにしていくことが重要であると考えており、そのための各施策を着実に実施してまいります。

引き続き、山形県のTPP総合対策本部と情報交換を密にするとともに、各分野における既存の体制で対策を検討してまいりますので、対策本部の設置については現時点では考えておりません。

次に、緊急避難所及びフードバンクの整備について申し上げます。

緊急避難所につきましては、施設の設置を希望する事業者や団体があれば、県や近隣自治体とともに支援することが考えられますが、本市単独で施設を整備しなければならないほど利用者がいる状況にはないと捉えております。

フードバンクにつきましては、本市で食糧に不自由している方の潜在的な需要を把握した上で、整備の可否を判断してまいります。

次に、生活保護に至る前の段階の方への緊急的な支援について申し上げます。

簡素な手続で生活費の貸し付けが受けられる制度につきましては、社会福祉協議会で実施しております善意銀行事業がありますが、返済率が悪いなどの問題点が多く、この制度以上に簡易な貸付制度を実施することは困難であると考えております。

○坂本幸一議長 守岡等議員。

○1番 守岡 等議員 まず、TPPに対する市長の評価ということで、メリット、デメリットいろいろあるということでしたが、例えば自

自動車産業、今回のTPPで農業はちょっと厳しいけれども、自動車産業ぐらい、輸出産業ぐらいはメリットがあるんじゃないかと言われてきたのが、ふたをあけたら2.5%、それも25年間でしたか。アメリカはゼロパーセントに対して、実質TPPによるメリットはなかったというのが、自動車産業の業界の代表の方も言っているぐらいで、私は本当にこのTPPのメリットというのは、探すとしたら本当にちょっとした一握りの業界の、それも一分野に限られるのではないかと思うんです。

今、この上山市民の立場として、非常にやはりTPPによって本市の農業が厳しいものになるということは、皆さんも共通理解であると思うんです。しかも、この日本の農業そのものが今大きな岐路に立たされているという中で、むしろそうした中でこれまでこの上山市、日本の農業が築いてきたものをいま一度それを再確認して、その意義を高くむしろ訴えていく必要があるんじゃないかと思うんです。

その一つが、国連の委員会の場で、日本の小規模経営の土地生産性の高さ、あるいは兼業農家の果たしている役割、そしてコミュニティの持つ意義、こうした日本型の農業というものが非常に国連では高く評価されているんですね。こうした私たちがこれまで築き上げてきた日本型の農業というものを、もっともっとTPPに負けないで世界に打ち出していく。国連はそれを支持しているという立場で、強く主張していく必要があると思うんです。

実際にやはりこの市民の不安を払拭するためにも、たとえ諸外国の圧力があろうとも、この上山の農業、文化、あるいは地域医療を守っていくんだという市長の決意を表明してほしいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○坂本幸一議長 市長。

○横戸長兵衛市長 国連のことについては、ちょっと私、存じ上げておりませんので、大変申しわけございません。

ただ、今おっしゃられた上山の農業あるいは兼業農家というお話がありました。確かに今まではこういった農業形態の中でいわゆる農村を守っていくとか、あるいは農村地域のコミュニティを守っていくとか、そういう役割を果たしてきたということは間違いないと思います。ただ、現実にも今、振り返ってみると、農業者の平均年齢が67歳ぐらいになってきているということになりますと、果たして5年後にどうなるんだという危惧もしなければならぬわけです。そうすると、今までのような形態が維持できるのか。いわゆる農業経営をやっつけていかないと、まず中山間地域からなくなってくると思いますけれども、そういった危惧をまず考えて、どういことができるのかといったことも含めて、本市の農業のこれからの5年後、10年後というものを考えていく必要があるというように思っています。

ただ、農村文化のよさというものは間違いなくあったわけでございますし、そういったものを側面的に訴えていくと。あるいは、それを理解していただくという方策、あるいはそういった行動というものは評価すべきものだというふうに思っています。

○坂本幸一議長 守岡等議員。

○1番 守岡 等議員 ぜひ、農業がこのままでいいとは私も思っていないので、改めてそのTPPに対抗できるような農業をどうやって構築していくかということについては、また後日提案していきたいと思っています。

次に、農産物への影響試算についてですけれ

ども、確かに大筋合意前にも一度県のほうでも668億円減少するという数値を、試算を出しているようですけれども、今回のこの大筋合意では、全然判断できる数値が足りないし、その国で出されている指標も少し当てにならないということで、県のほうでも今回は試算は出さずに、そのかわりに各分野、各項目、細かくプラスの影響、マイナスの影響を分析して、その対応策を練っているようです。

本市でもぜひ、試算額はともかく、いろいろな分野にどういう影響があらわれるのかということ、やはり今から準備して対応をする必要があると思うんですけれども、いかがでしょうか。

○坂本幸一議長 農林課長。

○前田豊孝農林課長 確かに県のT P P総合対策本部のほうで、影響についての中間取りまとめ案を出しております。その中で、各農産物について、さまざまな考えられる影響が取り上げられておりますが、県のほうにもその点についてはいろいろと協議させていただいておりますけれども、やはり不確定要素が多くて試算額は出せない。以前出したものは完全に撤廃されて何もしなかった場合というような前提条件で出しているというようなこともあります。今後、上山市におきましては、やはり上山市のみでつくっている作物というもので影響を受けるものということで考えますと、確かに上山市独自で取り組むべきものとは思いますが、やはり県とか連携した中で影響というものを考え、そしてそれが悪影響であるというふうに判断した場合は、やはり迅速に対応策というものを考えていかなければならないと考えております。

○坂本幸一議長 守岡等議員。

○1番 守岡 等議員 農業の問題では、何と

いっても第1問でもちょっと触れましたけれども、国あるいは本市で行っている各種補助事業がT P Pに引っかけられないかどうかという問題です。そのネガティブリストというものに農業補助金がやはり入っていないということは、十分引かかるおそれがあるんじゃないかというように私は思っているんですけれども、市のほうではどのようにお考えでしょうか。

○坂本幸一議長 農林課長。

○前田豊孝農林課長 確かに今回のT P P交渉におきましては、ネガティブリスト方式で交渉されておりますけれども、その中で守岡議員の御質問の中にもありましたように、漁業補助金のみが協定書の中に明記されているというようなことで、農業補助金についてはネガティブリストに入らないでフリーに禁止されるような御懸念があるというふうな認識でただいまの御質問をお聞きしましたけれども、これにつきましては、私どものほうでも国のほうに実は問い合わせをしております、T P Pの大筋合意においては、禁止対象となる国内の農業補助金はないという回答をいただいております。

○坂本幸一議長 守岡等議員。

○1番 守岡 等議員 国のそういう対応についてはちょっと私も疑問があるところなんですけれども、ただ、仮にこの農業補助金がT P Pに引かかるようなことがあっても、やはりこの日本の農業を守るため、農業を再生するためには、こうした補助制度は絶対必要だと思いますし、事実アメリカやオーストラリアは、それこそ日本以上のそういう補助制度をとっているわけでありまして、逆にこちらから訴えるぐらいの気概を持って、この補助制度の充実を市としても図っていくという立場を貫いてほしいと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○坂本幸一議長 農林課長。

○前田豊孝農林課長 当然のことながら、上山市の農業は守っていかなければならないものでございますので、その辺のところは確かに上山市の農業を守っていくという立場で迅速な対応と、そしてもし禁止事項に触れるような補助制度であれば、禁止事項に触れないような制度改革をして、そして上山の農業を守っていくという立場で進めていくべきというように考えております。

○坂本幸一議長 守岡等議員。

○1番 守岡 等議員 次に、対策本部の設置についてであります。

県のほうには既に対策本部はありますので、そこと歩調を合わせながら、当市においてはそれぞれのセクションでということだったと思います。ここでやはり一つ言っておかなくちゃいけないのは、医療について、今すぐに公的医療保険制度がなくなるということはないと思いますけれども、先ほど第1問で示したとおり、保険外併用療養費に加え、この4月からは患者申し出療養という新たな混合診療が始まるようです。山形大学で今準備が進められている重粒子線がん治療もこれに含まれると思いますけれども、この治療費は300万円以上だそうです。こういう医療分野だけでなく、例えば農協も今140兆円に及ぶ農協の資産が外国資本に流れたりだとか、あるいは教育の分野でも、株式会社による学校経営、既に一部始まっていますが、このTPPと歩調を合わせた動きが既に始まっているようです。

こうした動きから見るように、影響が出てから対策ではもう遅いと思うんですね。だから、米韓FTAの状況をつぶさに分析して、こういう影響が予想されるとしたら、すぐさま対応し

ないと、もうあつという間にやられてしまうというのが、このTPP、FTAですので、ぜひそうしたさまざまな情報を集積して分析するという点ではいかがでしょうか。

○坂本幸一議長 市長。

○横戸長兵衛市長 今御指摘の点でございますが、情報の先取りといいたいまいしょうか、そういうことは非常に大事だと思います。ただ、やはりこういった国際的な政策でございますので、必ずしも末端の自治体为先取りということはなかなか難しいと思いますし、また、対応も難しいと思います。ですから、あくまでも国、県または自治体ということの連携ということが大事でありますし、また、国が交渉しているわけですから、先ほど申し上げましたように、悪影響が圧倒的に多いということに対する国の対応はしないと思いますし、できないんじゃないかなど。現実には、そういった指摘されたような予測はされますけれども、これから今度は批准することにもなるわけでございます。アメリカでは大統領選挙がありますけれども、一候補は批准はしないというようなことも言っておりますけれどもね。ですから、そういったこともいろいろ国によってはあるわけでございますので、やはりそこはきちんと詰めていかなければならないと思いますし、まずはそういった情報等については国が一元化をして、そして国で持つべき情報、あるいは地方の自治体を持つべき情報というものをきちっとすみ分けをして流していただいて、そしてこの部分については地方で対応しろとか、あるいは心構えをしっかりとっておけとか、そういった流れをつくっていただくのがまず一番大事ではないかなと思っています。

○坂本幸一議長 守岡等議員。

○1番 守岡 等議員 きょうは第1問、第2

問で非常に抽象的な部分でお話しさせていただきましたけれども、例えばこの医薬品の分野でいえば、当市にある製薬会社でジェネリック医薬品をかなり取り扱われていると思いますけれども、例えば7次振のこのジェネリック医薬品利用率というところでも明確な目標を掲げていますけれども、それに対するT P Pの影響がどうなのかとか、あるいはいろいろな保健活動、予防活動ですね。これらが今行われている医療機関でできるという保障がなくなる中、そうした健康をどのように守っていくとか、あるいは今年度予算でもこの庁舎の耐震工事とか、あるいは学校の屋内施設の建設とか、かなり大規模な事業ありますけれども、もしこれがその外国資本の対象になるのかどうか、そうしたらどういった影響が出るのかということ、今でも十分試算できると思うんです。ぜひ、国待ちにならない対応をお願いしたいと思います。これは要望です。

最後に、生活困窮者の問題で、まずこの緊急避難所あるいはフードバンクの支援ということで、緊急避難所はそういう希望する事業者があれば支援するということでしたけれども、これについては私、そういうハードウェアをつくってほしいというよりも、本当に緊急的な、もうきょう住むところがない、どこにも行くところがないという人を、例えばどこかあいているようなスペースを使って、文字どおり緊急的に保護できないかと。フードバンクについても、もうこれはかなり潜在的な需要というのはあるんですけれども、そういうすぐさま対応できるようなそういうシステムを市の制度に組み入れて、もし、いつ何時そういう人が来ても、対応できるようなシステムを整備してほしいという意味なんですけれども、いかがでしょうか。

○坂本幸一議長 福祉事務所長。

○鏡 順福祉事務所長 緊急避難所につきましては、すぐスムーズに右から左というわけにはいきませんが、その方の状況を判断して、必要があれば県で行っている一時保護所に保護したり、あるいは救護施設の短期利用、あるいは低廉な宿泊施設などを利用するなどということが、その需要に応じた対応というのが必要かなというふうに思っております。

フードバンクにつきましては、過去少なくとも5年間に福祉事務所で、フードバンク山形という米沢のフードバンクを利用した事例が1件だけございますけれども、そのほかにも潜在的なものがある可能性がある。その需要と供給のバランスが一致していないと、非常に負担の多いものになるというふうに聞いておりますので、潜在的な需要をしっかりと見きわめた上で、整備する場合は関係団体に呼びかけて設置していくような方向を考えたいなと思っております。

○坂本幸一議長 守岡等議員。

○1番 守岡 等議員 ぜひ、お願いします。実はもう、私のところにもそういう食うものがないという、そういういろいろな電話やら何やらがかなり来ていまして、私も別にそういう余裕がないもので、そういう人には本当に対応できる制度があればいいなと思った次第です。

それで、国のほうではこの生活困窮者自立支援法を整備して、その中でいろいろな支援制度を準備していきまして、本市でも就労準備支援事業、家計相談支援事業、子どもの学習支援事業をやっていると伺いました。この生活困窮者自立支援法の1つの事業にあるこの一時生活支援事業という、緊急に衣食住の確保が必要な者に行う制度だと伺っていますけれども、これをや

る予定があるのかどうか、お伺いします。

○坂本幸一議長 福祉事務所長。

○鏡 順福祉事務所長 まず、議員の先ほどの御発言で、学習支援とか就労支援という部分がありましたけれども、本市で行っているのは自立相談支援の必須事業のみで、任意事業はまだ取り組んでおりません。

一時生活支援事業もその任意事業の1つでありますけれども、山形県内で実施している自治体はありません。そのような状況であります。

○坂本幸一議長 守岡等議員。

○1番 守岡 等議員 ぜひこれを実施していただくと、先ほど私が問題提起したような問題も解決するのではないかと思いますので、御検討よろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、最後に、手続の簡素化による生活資金の貸し付けということで、今、社協でやっている善意銀行がありますけれども、これにしても、非常に手続が複雑で時間がかかって、もう今今大変な人に対応できないという問題があるんです。そんな高額な何万円もそういう支援をしろと言うんじゃないで、当座のその日の暮らしをまず保障して、ワンクッション置いてそうした生活保護や何やらで救済できるようなものが必要ではないかという問題提起ですけれども、いかがでしょうか。

○坂本幸一議長 市長。

○横戸長兵衛市長 現在、善意銀行で6万円限度ですか、そういう形でやらせていただいておりますが、先ほど申し上げましたように、なかなか返済率がままならないということがあります。

今、議員の指摘でございますが、今今という御意見がありましたけれども、やはりそういった方々も必ずしもきょうなくなったということ

ではなくて、二、三日の余裕といひましようか、それはわかるんだと思ひますよね。ですから、やはりもう少し我々も頑張りますけれども、そういった方々も前もってやはり申し込むとか、そういうふうなことをしていただければ、大分その辺は緩和されるといひましようか、解決できることもあろうかと思ひますので、ここはお互いさまの世界でございますので、ぜひそういったことも含めましてやっていただければと思ひています。

あと、やはり善意銀行でございますが、これも皆さんの善意によって培われた原資をお貸ししているわけでございますから、その人だけのものではなくて、いろいろな方々に活用していただきたいという基本的な趣旨がございますので、ぜひそういったことも理解をしていただいで、返還率というんでしょうか、そういうこともお願いできればいいなというふうにご考えているところでございます。

○坂本幸一議長 守岡等議員。

○1番 守岡 等議員 その辺は私も本当に理解できる面、多々あります。しかも、当市の生活保護行政初め、そうした善意銀行のいろいろな取り組みとか、非常に私、心から感謝しています。実際、この間、こうした制度によって生活を立て直して、希望を取り戻した事例がたくさんあります。最近の事例で言うと、本当に反社会勢力から囲まれて、今話題になっている覚醒剤問題なんかでも苦勞して、本当に絶望的な人生を送っていた人が、こうした制度によって救済されて、たまたまこの間市役所の入り口でぱったり会ったら、もう本当に人が変わるように明るい笑顔で爽やかな挨拶を送ってくれたんですけれども、こういうふうなこういう制度によって本当に救済され、希望を取り戻した人が

いるんだということを最後に申し上げて、私の
質問を終わります。

○坂本幸一議長 以上で一般質問を終了いたし
ます。